

令和２年度第１０回御船町議会定例会（１２月会議） 議事日程（第３号）

令和２年12月15日

午前10時00分開会

１ 議事日程

第１ 一般質問

２番 井 藤 はづき 君

９番 福 永 啓 君

７番 森 田 優 二 君

５番 田 上 英 司 君

第２ 報告第１６号 専決処分の報告について

第３ 議案第５４号 工事請負変更契約の締結について

第４ 議案第５５号 財産の譲渡について

第５ 議案第５６号 財産の取得について

２ 出席議員は次のとおりである（１４人）

１番 中 城 峯 雄 君 ２番 井 藤 はづき 君

３番 宮 川 一 幸 君 ４番 福 本 悟 君

５番 田 上 英 司 君 ６番 増 田 安 至 君

７番 森 田 優 二 君 ８番 岩 永 宏 介 君

９番 福 永 啓 君 １０番 田 上 忍 君

１１番 藤 川 博 和 君 １２番 清 水 聖 君

１３番 井 本 昭 光 君 １４番 池 田 浩 二 君

３ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

４ 説明のため出席した者の職氏名（２０人）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 野 中 眞 治 君

教 育 長 本 田 恵 典 君 総 務 課 長 藤 野 浩 之 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	税務課課税係長	福田 拓馬 君
税務課徴収係長	村本 陽 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
福祉課長	西橋 静香 君	こども未来課長	田中 智徳 君
復興課長	島田 誠也 君	健康づくり支援課長	作田 豊明 君
農業振興課長	井上 辰弥 君	商工観光課長	鶴野 修一 君
建設課長	野口 壮一 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	上村 清美 君	学校教育課長	西本 和美 君
社会教育課長	沖 勝久 君	監査委員	吉川 勲 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○2番（井藤はづき君） 議席番号2番、井藤はづきです。通告していましたが、御船町恐竜博物館及び観光交流センターの役割と課題について、一般質問を行います。

御船町恐竜博物館そして観光交流センターに対する町民の思いと現在の状況には大きな差があるように感じます。議会でも何度も話題に上り議論が交わされてきました。そこで、改めて、そもそも町立の恐竜博物館が御船町に造られた目的は何だったのか。その役割を町はどのように認識しているのかお尋ねします。

また、その役割を果たすために今どのような課題があるのか。さらに今後その課題を解決するために、どう取り組んでいくおつもりなのか、具体的対策について質問いたします。

なお、個別の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員の御船町恐竜博物館及び観光交流センターの役割と課題について、お答えをいたします。

御船町恐竜博物館は、博物館法、社会教育法及び条例に定められた社会教育施設であり、研究・教育を推進し、実践する機関であります。また、基本構想では博物館の活動に対し

て子どもたちや町民の参加を図り、交流を促進するとともに、地域や地場産業との連携などを通して、地域の活性化に寄与することも重要な役割として位置づけています。

一方、観光交流センターは、恐竜博物館に併設された施設で、博物館が行う教育普及活動の支援や広報、観光交流や商品開発など、博物館来館者の知的好奇心を満たす仕掛けを創出し、併せて来館者と御船町民の交流を生み出すことを役割としています。

両施設が整備されて以来連携を重ねながら、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、本来の役割を最大限に発揮するためには、これまで以上に両施設の協調や工夫が必要であると考えます。今後、恐竜博物館、観光交流センターまたこれらを所管する町当局、観光協会等が互いに努力し、より連携を深めながら、町の教育、観光両面に寄与することができるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問については担当課長より答弁させます。

○2番（井藤はづき君） 平成26年の新恐竜博物館オープンに向けて、平成23年3月に、こちらの御船町恐竜博物館基本構想・基本計画と御船町観光交流センター基本構想・基本計画が策定されました。まず、町長に確認いたしますけれども、この2つの基本構想・基本計画は、藤木町政として何か変更されましたか。

○町長（藤木正幸君） 変更はしておりません。

○2番（井藤はづき君） では、こちらの2つの基本計画には、御船町恐竜博物館の全体像について、同じ図を使って説明されています。観光交流センターの基本計画、10ページでは、このような図が出てきます。こちらでは、恐竜博物館と観光交流センターの役割分担がよりわかりやすく示されています。もちろん両者が互いに協力し合わなければならない部分もあることは当たり前ですが、この役割分担は現在も構想時と変わらないということで、町長よろしいでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 現在も変わってはおおりません。

○2番（井藤はづき君） では、こちらの図を使って話を進めていきたいと思うんですが、こちらの図によると、恐竜博物館には、恐竜博物館部分、こちらの上の緑の線で囲まれた部分と、下の赤い線で囲まれた観光交流センター部分があります。つまりこれは博物館部分の現場責任者としては学芸部門に主任学芸員、管理サービス部門に所管課です、社会教育課長がいて、博物館全体をまとめる責任者として館長の教育長がいらっしゃるということがわかります。そして、観光交流センターの現場責任者は所管課の商工観光課長で

あり、こちらの左のところに新恐竜博物館と書いてあるんですけども、こちらを博物館部分と交流センター部分全体を統括する最終責任者として町長がいらっしゃる。こういった図になっていると思いますけれども、こちらはこの認識でよろしかったでしょうか。

○町長（藤木正幸君） はい、そういう図式になってまいります。

○2番（井藤はづき君） では、このような認識を前提としてこれからの質問を進めていきたいと思います。

まず、博物館部分について質問いたします。博物館の基本構想によりますと、御船町恐竜博物館の特徴としては、全国唯一の町立の恐竜博物館であること。また、地域博物館であることが上げられています。そこで、御船町恐竜博物館の目的として、役割は何だと認識しておられますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

御船町恐竜博物館条例第2条にもありますように、自然史に関する調査・研究、資料収集、展示、教育活動を通して自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する町民の教養を育み、学術及び文化の発展に寄与することを目的としており、同じく第4条には資料の収集と保管、展示、資料に関する調査・研究、案内書や図録の作成と頒布、自然科学に関する展覧会や講習会の開催、他の博物館との協力による展覧会等の開催、学校等の連携による学習支援活動などの事業を行うことを規定しています。

さらに恐竜博物館の基本構想では、プラスワンの機能として、博物館の活動に対し、子どもたちや町民の参加を図り、交流を促進し、地域や地場産業との連携などを通して地域の活性化に寄与することが加えられ、都市再生整備事業計画の中では博物館が本町の交流人口拡大に寄与するという役割を規定しています。

○2番（井藤はづき君） 基本構想では、博物館の目的として今課長が答弁された内容を、御船の地質や化石をはじめとする自然遺産をさまざまな側面から探求し、新たな知見を創造する。社会から信託を受けたコレクションを有する博物館として資料を保管し、後世へ伝える。御船の自然遺産を題材として、科学を楽しみながら理解を深める機会を提供する。町民や関係機関と連携し、地域の活性化に貢献することと表現しています。

町民からすると、最近では町内での発掘調査は行われていない。それなのにロッキー博物館との連携事業ばかりに力を入れているようだ、そのように見えます。御船町に町立の恐竜博物館があるのは、御船町で貴重な化石の発見が相次いだことがきっかけです。基本

構想にあるように、御船層群と恐竜化石の探求をし、後世に継承していくという御船町恐竜博物館の存在意義、それをどのように果たしていращやるのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

町内での化石発掘調査については、2006年を最後に現地での発掘調査は中断していますが、現在もそこから掘り出されたコンテナ約450箱分の岩石の調査や採集した化石の調査・研究を継続しており、昨年は新しく有袋類の歯の化石の発見もありました。

また、世界的に有名なロッキー博物館は時間をかけて関係を構築してきた貴重な連携機関であり、今後も恐竜博物館の発進力の強化に役立つものとの認識で、さまざまな連携事業を実施しており、恐竜博物館の魅力アップにつながり、集客に大いに貢献しています。

博物館として人々を引き付け、さらにその魅力を発信するためには、世界における御船の恐竜の意義を紹介することが必要であり、特に展示においては地域の化石の展示や意義と併せて、恐竜とは何かを発信・解説することが極めて重要であり、恐竜博物館では学会での発表や展示などを通して継続した御船層群や恐竜化石などの調査・研究について、成果を公表しているところです。

○2番（井藤はづき君） それでは、博物館の活動や研究の内容はどのように決定されていますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

博物館では、資料の収集・保存、調査、研究、展示などの情報発信、教育普及の4つの事業を実施しており、それぞれの事業が密接にかかわりを持って展開されているところです。具体的には、御船層群の化石に関する調査は、その成果が展示や教育活動に生かされます。学芸員がアメリカで行うロッキー博物館との共同調査も同様に、恐竜とは何かを解き明かす学術的な発展とともに、その調査に参加することによって共同で開催できる特別展の開発、さらには集客につなげていこうとするものです。

また、当館でロッキー博物館と共同で行っている化石のクリーニング作業の公開は、研究や展示につながる重要な作業であり、生きた展示として見学者の人気を集め、情報発信と集客につながっており、その成果として、平成29年度に熊本県や熊本日新聞社と連携した特別展を開催することができました。

教育活動でも博物館の目的に沿って、学芸員や学習指導員を中心に教育講座に加え、学校などの来館された団体へのレクチャーや授業、学校などへの講師派遣による事業の実施

など、活発な教育活動を展開しています。

こうした研究の内容は、学芸員が企画立案を行い、活動についてはそれぞれの業務担当者及び学芸員が協議・調整し、実施に当たっては館長を兼ねている教育長が決裁しています。

○2番（井藤はづき君） 今回一般質問をするに当たっていろいろな方とお話ししました。その中で改めてわかったのが、町民の皆さんが町内の発掘調査や御船でとれた化石の研究を博物館がすることを、町民が期待しているということです。御船町恐竜博物館は学術的にかなりレベルの高い研究をされているとよく聞きますし、私もそのように感じています。ですので、館長である教育長の指揮監督のもと、御船町内での調査・研究にもぜひその力を発揮していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育長（本田恵典君） 議員御指摘のとおり、研究面においては、先にお答えをしましたように、博物館学芸員の努力により新たな化石の発見をはじめ、数々の研究論文の発表により、国内外で高い評価を得ているところです。また、調査・研究活動を推進すべきという御指摘はこれまでの議会でもたびたびいただいており、大変重要なことであると受け止めております。

特に御船層群の恐竜化石の発掘調査については、本町にとって大変重要な事業であると認識をしております。さらに、こうした発掘調査を含みます研究調査活動の推進には、研究組織や調査研究の環境整備、事業の実施体制を整えていくこと。そして、何より財源の確保が重要となってきます。

今後は、館長としてのリーダーシップを発揮し、ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した資金の確保につきましても、財政当局と慎重に協議をしてまいります。ただ、議員御承知のとおり、博物館の事業は多岐にわたっておりまして、子どもたちや来館者向けのさまざまな教育プログラムや体験プログラムを企画、運営実施しておりまして、学芸員2人は大変多忙を極めているということを申し添えておきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） ここ数年博物館関係予算は、中学校費を上回る額になってきております。もちろんこの2つは性質が違って博物館には収入がありますので、実質はもっと少なくなるとは思いますけれども、政策的資源が多く投入されているということは事実です。同じような性質を持つのがカルチャーセンターなどだと思いますけれども、そういった施設と比較してみても、恐竜博物館にかけられている予算というのはとても高くなっていま

す。それは、御船町恐竜博物館が学術的な面だけでなく、町全体への経済的波及効果が期待されているという施設だからということではないでしょうか。こちらは財政面のことなので企画財政課にお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

恐竜博物館には年間約10万人以上の来館者が訪れております。この来館者は町内全体の経済波及的効果が期待される施設と認識しております。

○2番（井藤はづき君） 来館者を町の来訪者にということですが、それと同時に、先ほども冒頭で確認しましたが、御船町の恐竜博物館が御船町で、町内の化石発掘調査を行ったり、また御船層群の化石、そういったところをもっともっと研究を進めていく、そういった目的も御船町の恐竜博物館は持っていると思います。ですので、予算を編成していくのは、いろいろな事業を計画して予算が上がってきて、それを決定する、予算を作っていくのは企画財政課だと思いますけれども、そういった中で、この御船町恐竜博物館の事業として、その目的に沿うようなバランスで予算を、どの事業にどれだけ配分していくか、そういったところを決めていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えをいたします。

御船町で10万人以上の来訪者が来るのは、この博物館が一番最高だと思います。これを御船町としてどう生かしていくのか、町内に回遊させていくのかが今後の課題だと考えておりますので、これを有効活用して、予算配分に努めていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 御船町内での発掘作業だとか、御船町内で発掘された化石の研究、まだコンテナ450箱分あるということですので、こちらをどんどん進めていただくようお願いしたいと思います。

では、進めますけれども、次に、こちらの観光交流センター部分についてお尋ねします。観光交流センターの目的と役割は何でしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

観光交流センターの設置の目的は、恐竜博物館来館者と町民との交流の場所であると同時に、来館者を御船町の観光客、ファンにしていく。そのための仕掛けを作りまして、御船町の観光振興に貢献することです。また、その目的を実現するために、博物館の体験メニューの活動支援や広報、また御船町の観光資源や製品の紹介、魅力的な商品開発を役割としています。

○2番（井藤はづき君） 来館者に体験学習の機会を提供したり、御船町の魅力を宣伝したりと重要な役割を担う観光交流センターですけれども、わかりにくいとか、入りにくいという声をよく聞かれます。それは何が課題なのでしょう。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

議員御指摘のとおり、観光交流センターについては、恐竜博物館の裏手に位置しております。博物館正面側からは確認ができません。また、保健センター側からも入り口が奥に位置していることから、案内看板等を設置しておりますけれども、何の施設かわからないという声があることも承知しております。構造上、どうしてもわかりにくい場所に位置しておりますので、来館された方をいかにわかりやすい誘導を行うかが課題ということで認識をしております。

○2番（井藤はづき君） 観光交流センター基本計画によりますと、こちらの図でもわかりますけれども、中学校側の正面玄関です、この正面玄関からエントランスエリアにかけては、恐竜博物館と観光交流センター共通の出入り口となっていると思います。エントランスエリア、特に展示室、来館者は展示の見学を終えて出てきて、そこから観光交流センターの入り口まで、その床をカラーリングするだとか、恐竜の足跡を付けてみるとか、そういった形で誘導を図ったり、また今長いスロープがあるだけですので、その横に階段を造ってみたりして、エントランスエリアと一体的に動線を改善する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

博物館及び観光交流センターについては、博物館内の動線を基本的に一方通行としていることから、結果的には入り口は共有されています。博物館の観覧を終えた見学者は、観光交流センターにつながる出口から出られることとなっており、その表示も行っています。

また、当然のことながら、博物館職員にお尋ねがあった際は、恐竜発掘体験場所への案内を行っています。このことから、現在も観光交流センター側に人が流れる仕組みとなっている状況ですが、誘導につきましては御提案があったことも含め、効果的な動線とサイン、適切な方法を協議してまいります。

○2番（井藤はづき君） 今の答弁ですと、結果的に恐竜博物館と入り口を共有しているということでしたけれども、こちらの認識は、鶴野課長はいかがでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

今、沖課長が申しましたとおり、入り口については整備をした趣旨等を考えますと、入り口については共有をしておりますので、同様の入り口ということの認識で私どもも認識をしております。

○2番（井藤はづき君） 結果的にではなく、共有するために共有にしてあると思います。この図を見てもわかるし、来館者は正面の入り口入ってきて博物館に入っていく。そして交流センターの部分にも入っていける。そういったそういう共通部分の共有の入り口ですので、博物館側と観光交流センター側が話し合って、ここの動線については、今後改善していっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、入り口についての協議については引き続き行わせていただきたいと思います。交流センターの場所は先ほどから言われておりますとおり、わかりにくく、さまざまなイベント等を行っていますけれども、その前までは2割程度の来館者しかおいでいただけないような状況でした。

この施設がわかりにくいという課題を解決する手法としましては、御提案があった床へのサイン、また階段の設置、こういったものは非常に有効な手段でありますし、当然設置する際は博物館の景観とかイメージといったものを損なわないデザインにする必要がありますので、しっかり博物館また社会教育課と今後協議することとしております。

また、1つ申し上げさせていただきますと、重要なこととしましては、交流センターに行っても、何もないと来館者の満足は得られませんので、交流センターに行かないとできない体験であったりとか商品、こういったものを、あるものは磨き上げ、また新たに生み出していくことが来館者をさらに誘導するための効果的な施策だと考えますので、よろしくをお願いします。

○2番（井藤はづき君） ぜひ話し合ってよりよい博物館を作り上げていただきたいと思います。

次です。次はミュージアムショップについてです。現在ミュージアムショップを担当されているのは博物館のスタッフの方々です。つまりミュージアムショップでは、町の一般会計の中で販売目的の物品を消耗品や原材料費という形で仕入れ、町雇用の職員が販売し、その売り上げが雑入として計上されています。このことに関しては、以前から議会においても、町が町の金で購入した消耗品や原材料を販売し、町が利益を挙げるという行為は不

適切ではないかと、何度も指摘をされているところです。これについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

過去にも答弁しておりますとおり、博物館が直営でミュージアムショップの運営を行うことの不適切な点はなく、法令上の問題がないことは確認しているところです。しかしながら、町民によりわかりやすく透明性のある運営のあり方については、引き続き慎重に検討してまいります。

○2番（井藤はづき君） 確かに違法ではないということは確認されていると思いますが、適切か不適切かということについては、適切ではないと何度も議会では指摘されていますし、私も適切ではないと思います。なので、そもそもこちらの基本計画がありますので、これに沿って観光交流センターと話し合いながら、ミュージアムショップのあり方について見直していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

観光交流センターは博物館機能の一部を担うものとして考えており、整備が進められてきました。博物館基本計画の32ページには、利用者サービスの記載があり、観光交流センターとの連携や業務分担を考慮するとし、現状としてミュージアムショップを博物館が担当し、グッズを通じた教育普及活動と集客の維持、そして博物館の財政的負担の軽減に寄与しています。

また、観光交流センターの基本構想計画に基づいて、観光交流センターを博物館の一部としての位置づけに戻し、観光交流センターにミュージアムショップを広く設置できるとすれば、それはさらなる財政的負担の軽減に寄与する可能性もあり、また博物館の利用者にとってもメリットのあることと考えます。

○2番（井藤はづき君） では、鶴野課長はどういったお考えでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当課としましては、現在のミュージアムショップの運営方法に関しましては、違法性はありませんので、直ちに不適切ではないとは考えています。ただ、不適切だからという理由ではなく、より事業効果の高い運営方法にしていくという観点から、恐竜博物館や交流センターの基本構想・基本計画にも示されているように、ショップ自体のアウトソーシングなどを積極的に模索していくことは、博物館来館者へのサービス向上にもつながるもの

と考えています。

ただ、現在のミュージアムショップの売り上げは貴重な財源でもあるということで申し上げておりますので、アウトソーシングすることで売り上げなどが落ち込まない相手を選択することが重要であると考えています。

○2番（井藤はづき君） こちらも、この観光交流センターの基本計画の図でありますとおり、ミュージアムショップは共有部分に当たるといいますので、社会教育課だけでなく商工観光課とも話し合いながら検討をして改善していったほしいと思います。

では、次に交流ギャラリーについて伺います。交流ギャラリーは特別展のときは、こちらを使っていろいろな展示をされていますけれども、特別展でない普段のときは何に使われているのかわかりにくいですね。こちらはどのような目的に活用されるスペースなのでしょう。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

特別展の開催時期以外は、団体来館者のガイドンスルームや講座の会場、博物館全体の搬入口、荷物を解く部屋などを兼ねていることから、出張展示の準備など、物品や資料の整理、梱包作業にも使用をしています。また、復興イベントや絵画の修復展、町内企業の合同求人面談会など、さまざまなイベントにも活用されているところであります、町民交流の大切な実践の場となっています。

今後も博物館の運営に支障を来さないイベントにつきましては、幅広く使われることを期待するとともに、使用状況なども含め、ホームページや広報などを通じてお知らせをまいります。

○2番（井藤はづき君） こちらの交流ギャラリーは、博物館の構想にありますとおり6つ目の機能です、町民交流というところを果たすために設置された部屋でもあると認識していますし、だからこそ、こちらの役割分担の中では交流センターとの共有部分だとなっていると思います。

では、この交流ギャラリーを使った活動において、出入り口の使い方だとか内部の使い方、こちらは誰がどのように決定されますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

博物館が交流ギャラリーの利用者と協議をしまして、博物館の通常の来館者の入館と観覧後の来館者のイベントへの誘導に支障のないことを確認した上で決定しております。

ギャラリーの使い方につきましても、先にお答えしましたとおり、一般の観覧者に支障を来さない使い方となります。

○2番（井藤はづき君） 御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例というものがありますけれども、こちらを見てみると、この交流ギャラリーは観光交流センターの施設として使用料も定められています。なので、交流ギャラリーの使い方を決定するのは、観光交流センター部分の現場責任者である商工観光課長ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、交流ギャラリーについては商工観光課で所管をしております、こちらで許可をおろすということになっております。ただ、沖課長が申し上げましたとおり、出入り口また内部の使い方等に関しましては、恐竜博物館の運営を著しく損なうことは当然あってはならないことだと認識しております。特にゴールデンウィークや連休など、博物館にも多くの方が来館される場合については、混雑による混乱が生じますので、この辺は十分調整をする。そういった観点から恐竜博物館の意見を先に頂戴しているところで

○2番（井藤はづき君） ちなみに、こちらは使用料が設定されていますけれども、どのくらい使用料は入っているのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

現在、交流ギャラリーの使用料につきましては、ほとんどが恐竜博物館使用または特別展等の使用になるため、予算の計上を含めいたしておりません。

○2番（井藤はづき君） それはわかりました。エントランスエリアもこの図によると、観光交流センターとの共有部分となっていますし、この交流ギャラリーの使い方については、町民が使われる場合、その使い方については、博物館の希望と使用者の希望の調整が必要なきがあると思うんですけれども、そういった場合は、こちら恐竜博物館全体の調整を行う役割は町長だとなっていますので、その調整は町長どのようにしてされますか。

○教育長（本田恵典君） 大変大きな役割をこの部分は、博物館は担っておりますので、私から答弁をさせていただきます。

交流ギャラリーのあり方についてということで御答弁したいと思います、もともと博物館の企画展示スペース及び交流センターとの共有スペースとギャラリーはなっております

して、博物館と一体化した施設になっているという受け止めをしております。

したがって、現在来館者のほとんどが博物館の展示を見に来られる来館者や、あるいは化石発掘体験に来られる方々ですので、これらの来館者に支障を来すイベント等の催しはふさわしくないのではないかなと考えております。これが最小限の条件になっているのではないかと認識しております。

とはいえ、催しの内容によっては今後ギャラリーのみに来られる方もいらっしゃる可能性も出てくるのではないかなと思っております。そうした催し等の申し込みがあった場合は、関係各課で話し合い、博物館玄関からの入場についても検討することになると考えております。

また、その折、最小限の条件は守っていただくこととして、正面ギャラリー入り口を全面的に開放するのか、あるいは一部開放とするのか、さらに博物館の常設展のみの来館者や化石発掘体験のみの方々との動線の違いを細かに規定をして、玄関での混雑から来館者が不快感を持たれないようにする必要があると考えています。

○2番（井藤はづき君） もちろん博物館としては、これは支障を来すという主張をされることを、使用者の方が、「いや、これは大丈夫でしょう」と主張されることもあると思います。そこで調整が必要となってくると思うんですけれども、そういったときに調整を行うのは町長だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） おっしゃるとおり、最終的には私の判断になってくると思います。やはり今回の件に関しまして、教育施設であるという部分と、それと観光で一緒になって行っていきたいという部分が出てきます。やはり静と動、ここがやはりうまく交わるためには、やはり話していくしかないと思っております。よりよいところを見つけながら、お互いに切磋琢磨しながら、前向きに考えてまいりたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） では、この交流ギャラリーの使い方、出入り口の開け閉めだとか、そういったところを最終的に決定するのは、誰でしょうか。

○町長（藤木正幸君） 最終的に決定するのは、すべて私になってくると思っています。やはり教育部局、そして町長部局と話をしながら、最終的に決めてまいりたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） もちろんこれを見てわかるように、博物館部分と交流センター部分というのは対等の立場だと思うんです。全体としての博物館は、この基本構想・基本計画が御船町の名前で出されていることからわかりますけれども、町長部局の管轄だと思いま

す。その中に館長が教育長である恐竜博物館があり、また商工観光課が現場を担っている交流センターがあります。この2つの施設部分というのは、もちろん相容れないところがあると思いますけれども、それも含めて、対等な立場でしっかり話し合いながら、調整が必要なときは町長が調整していただいて、この御船町恐竜博物館全体としてよりよい運営をしていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 当初、やはり教育的な博物館という部分と観光交流ギャラリーという部分、そしてまた福祉の部分、子どもたちの育成のためにという。まず、最初に違ったのが予算の取り方によって全部分かれてしまったというところだと思います。ここが町立の博物館の一番難しいところではないかなと思います。国とか県の博物館においては、すべての建物においてそういったふうに分かれていますが、今回1つのところに3つの事業が重なっているという難しさが今回の質問の中に出てきていると感じております。

しかしながら、これはすべて解決していかなければいけませんので、解決するように、責任持って果たしてまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） もしかしたら、教育長がおっしゃるように、全部教育施設にしてしまったがいいのか、教育委員会の管轄にしまった方がいいのかわかりませんが、それはわかりませんが、そういったことも含めて話し合っていて、もしこの基本構想・基本計画を変更する必要があるのだったら変更したらいいと思います。でも、現状ではこうなっていますので、それに沿って運営していただいて、改善する余地があるのであれば改善していただきたいと思っています。

では最後になりますけれども、今回、最初に申し上げた町内での調査の推進だとか、エントランスから交流センターへの動線のあり方、ミュージアムショップの運営のあり方、交流ギャラリーの運営のあり方などを課題として挙げましたが、このような点も含めて、御船町恐竜博物館が現場をつかさどる主任学芸員、社会教育課長、商工観光課長が互いに対等の立場に立って連携してこそ、本来の力を発揮し、町民が誇りに思う施設になると思います。

来年の春にはコストコもオープンし、御船町がさらに活性化することが期待されています。学術面だけでなく、観光交流センター部分も含めた御船町恐竜博物館全体を今後どのように運営して、町民交流という第6の機能を実践していけますか。

○町長（藤木正幸君） 議員御指摘のとおり、コストコがオープンしてまいります。これは地

域活性化の契機になると思っております。観光交流センター並びに商工観光課、社会教育課、関係機関協力して、恐竜博物館の発展のために力を尽くしてまいりたいと思います。

また、そのことが町に新しい流れを作る土台になると思っております。互いに協力し合うということは、恐らく二倍にも三倍にも知恵、能力そして体力、いろんなものが合致して三倍四倍とふくれ上がっていくと思います。その契機を大事にしながら、次の世代へ、この私たちの恐竜博物館そして交流ギャラリー、観光というものをつないでいくためにも今が踏ん張りどころでもあるし、今が考える一番最高のときだと思っております。

議員がおっしゃるとおり、前向きに今後、恐竜博物館、観光交流センターを整えてまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 最後に、教育長のお考えもお伺いしてよろしいですか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

今、町長が申し上げたとおり、大変、連携連携という言葉を私たちはよく軽く使っておりますけれども、そうではなくて、やはり先ほども少し申し上げましたけれども、会議をできるだけ早く開いて、そして共通理解を得た上で、提案をしていくという、そういった町長部局それから教育委員会、手を携えてこれからもまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） これで質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時5分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（福永 啓君） 一般質問を行います。

地方自治は民主主義の基盤であり、地方自治への参加を通じて住民が民主主義のあり方を学ぶという、民主主義の学校であると言われております。また、地方自治体は国の議院内閣制とは異なり首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制と言われ

る制度をとっています。共に住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として自治体の運営を、基本の方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提言を通して政策形成の舞台となることが求められています。

そのためにも、議会、執行部が、それぞれが地方自治の本旨に基づいた地方自治のあるべき姿や、町執行部の役割、議会の役割の基本的な部分において共通の理解がなければならぬと感じています。

今回の一般質問には、町執行部は地方自治の本旨をどのように理解し、地方自治の本旨に沿った行政をどのように進めようとしているのか。そして、国と地方自治体、広域自治体と基礎自治体の役割及び関係性をどのように理解し、行政を進めようとしているのか、お聞きします。議会、町長及び執行部、教育長及び教育委員会の役割、関係性をどのように理解し、行政を進めようとしているのかなど、地方自治に関する基本的理解の解釈を問い、議会及び執行部が共通の理解を持つことにより、さらなる町民福祉の向上に資することができればと考えます。

個別の質問につきましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の町執行部は地方自治の本旨、国と地方自治体、議会、執行部、教育委員会の役割、関係性をどのように理解し、行政を進めようとしているのかについて、お答えいたします。

地方自治の本旨は、住民自治と団体自治という2つの要素からなるとされております。この2つの自治が地方自治を構成しています。言い換えますと、地方のことは地方でやるということです。御船町においても、この地方自治の本旨にのっとり、住民自治に基づく住民主体の自立した行政運営を行っています。

また、地方自治体、つまり地方公共団体と国との関係ではありますが、地方公共団体は、国という組織の中にある団体であります。地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する団体であります。

次に、議会との関係ではありますが、議会は団体自治として地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された町長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営をすることとされています。御

船町においても、それぞれの役割を果たしながら、共に住民福祉の向上を図っていきたいと考えています。

教育委員会の役割、関係性については教育長から答弁させます。

その他個別質問は、担当課長より答弁させます。

○教育長（本田恵典君） 教育長及び教育委員会の役割等について、お答えをいたします。

議員御承知のとおり、相次ぐいじめ等の重大事案の発生を受けまして、教育委員会制度は、平成27年度に大きく変わりました。簡単に申し上げますと、教育委員長と教育長を一本化して教育委員会を代表する責任者としての教育長職が新たに誕生いたしました。また、首長との任期をずらして4年から3年とし、教育長、教育委員共に議会の同意の上、首長が直接任命することとなりました。

教育委員会の役割としては、その職務権限に属する学校等の設置、管理、廃止等19の項目の事務を管理し、執行することにあります。

また、具体的な事務処理については、従来どおり事務局職員が行うこととしております。さらに首長自身が招集する総合教育会議がスタートし、新たに教育大綱を作成した上で、首長を交えての教育上の重大事案等の議論が可能となりました。したがって、これまで首長から独立した存在であった教育委員会も、地方公共団体の長である首長との協議を重要視しながら、教育行政に当たることとなっています。

○9番（福永 啓君） それでは、個別の質問に移ります。

まず、基本の基本からお聞きしたいと思います。地方自治に関しては日本国憲法92条に次のように記されています。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。」そしてそれを受けて、地方自治法第1条の目的にはこう書かれています。「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方自治体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体の間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体において民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発展を保障することを目的とする。」と。

やはり、この基本の理解というのは非常に重要だと思うんです。それで、地方自治の基本中の基本、原則中の原則である地方自治の本旨ですが。先ほど町長から住民自治と団体自治と2つの要素からなるという答弁がありました。課長、これをもう少しわかりやすくかみ砕いて御説明いただけませんか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

2つの住民自治と団体自治とはということで、それぞれについて御説明、答弁いたします。

まず、住民自治とはということで、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、名前のとおり住民が地域の政治、政策に参加するという意味を持っております。

また、団体自治とはということですけれども、団体自治とは、地方政府や地方議会等の国から独立した団体に地方自治が委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという意味を有しております。

この2つの自治が地方自治を構成しているということになります。

○9番（福永 啓君） そうですね。地方、市町村、その自治体においては、その地域をまとめ収めるのは、基本的には地域住民です。そして市町村の団体は、団体が収める地域内の行政、公共事務を国から独立して、自分自身の意思で行わなければなりませんよとなります。この定義なんです、これがどこか憲法とか地方自治法の中に書かれているかという、これは書かれていないんです。しかし、今課長も答えられた、町長も答えられた。そして私も言った解釈というものは、これはもう定まった解釈となっており、今の解釈をもとに、すべての制度が設計されてきているという事実もあります。

次は、国と地方自治体の関係の基本に移りたいと思います。町長からも答弁がありましたが、国と地方はこういう関係だと。それはどこでどのように定められているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

国と地方自治体の関係ということでありますが、法律上では地方公共団体ということで、今後答弁していきたいと思います。

その関係性であります、地方自治法では、「国は国が本来果たすべき役割である」とある項目が一応3点ほど記載されております。その中で国の役割として、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を担います。それと全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務を行います。それと、国は全国的な規模で、もしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施を重点的に担うということに規定されております。

そして、住民に、身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としております。地方公共団体との間で適切な役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと定められております。

○9番(福永 啓君) 結構当たり前のことを書いてありまして、国は国しかできないことを、外交ですとか安全保障ですとか、こういうのは地域の地方公共団体ができるわけはありませんし、役割でもありませんので、それとか、金融とかもそれに当たるのかなとは思いますが。あとは、自治体同士の調整です。これは国の役割と。あとは司法、法律関係ですよね。そういうのを、本当に国としてやるべきこと、そういう調整等です。それは国がしっかりやりましょうと。ほかのところはできるだけ地方自治体に渡していきましょと。そして、地方自治体に関する決まりを作るときは、きちっと地方自治体の意見を聞きながら、活動しやすいような決まりを作りましょと、これは法律に書いてあるんです、制度上に。

では、地方自治体、地方公共団体です。その中にも都道府県という広域自治体と、私たちの市町村という基礎自治体があります。この関係性は、法律の中ではどのように書いてあるのでしょうか。

○総務課長(藤野浩之君) お答えいたします。

都道府県と市町村の関係ということですが、この都道府県も市町村も同じ普通地方公共団体ということでありまして、そこに上下関係があるわけではありません。それぞれ完全に独立した地方公共団体として位置づけられております。そして同等の別団体であり、それぞれの役割分担がされているということになります。

そこで、都道府県の役割ということになりますが、3点ほどございます。まず、広域事務、それと連絡調整事務、補完事務ということで都道府県の役割として規定をされております。

その中で、まず広域事務ということになりますが、広域事務とは、市町村の区域を超える事務であって、複数の市町村にわたるもの、また全県的なもの、そういった事務を指します。また、連絡調整事務につきましては、国や都道府県と市町村との間の連絡調整であったり、市町村相互間の連絡調整等の事務を指します。また、補完事務としまして、都道府県は事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とするもの、また事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするものについて、県が補完

的に事務を行うということになっております。以上が都道府県の役割ということになります。

それで、基礎自治体である町の役割としましては、今申し上げました以外全部が基礎自治体の役割ということになるかと思います。

○9番（福永 啓君） 私は議員になったときには最初驚きました。市町村で、これだけやはり皆様に、住民の方々に身近なことを決めているんだと。そして、制度上の憲法と法律が目指すところも求めるところも、国と自治体は役割が違う別団体であり、都道府県と市町村もまた役割が違う別団体であり、それぞれは基本的に対等なパートナーということになると思います。制度上はです。しかし、現実はどうかなと思うわけです。本当に、例えば大手マスコミのニュースとかでも平気で三角形のピラミッドを出しますよね。上に国があって、都道府県があって、市町村があるという。そしてその中で、政治、行政、地方自治のことを語られたりすることが多々あります。

そして、今ここで確認した事項よりも、そのようにテレビ等で説明されることのほうが、どちらかといえば、町民の方々、一般の方々は「ああ、そうなっているんだ」としっくり心に落ちるようなところがあったりするんじゃないかと思うんですよ。なぜそのように制度と現実乖離があるのか、なぜそうなっているんでしょうか。ちょっと課長の御意見として難しい質問かもしれませんが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） ちょっと難しい質問だとは思いますが。

その中で、まず、戦後地方自治法が制定されて以降も、1999年の地方分権一括法成立以前、やはり中央集権的部分といいますか、実際、国が都道府県を、そして都道府県が市町村を指揮監督するような法的制度も一部あったのかなということ、そういうのが一部残されていたのかなと思います。

そのような中で、イメージとして中央集権的なイメージが行政組織の中であったり、世間の中に残っているのがあったのかなということは、感じるころではあります。ただ、どっちかという、一番大きな理由としましては、ほとんどの市町村が財政的に自立できていないという部分があるからではないのかと思っております。

国や県からの補助金や交付金、これに頼らざるを得ないというのが現実としてあるのかなと思っています。

○9番（福永 啓君） ここはぜひ副町長にお聞きしたい、県からいらっしゃっているわけで

すから。先ほど言いましたように、やはり制度上の現実と皆さんが感じる現実とはギャップがあると思うんです。それはなぜ生じるのか。本当に率直なお考えをお聞かせていただきたいと思います。副町長、いかがでしょうか。

○副町長（野中眞治君） お答えをいたします。

総務課長の説明の中にありましたとおり、平成12年度の地方分権一括法施行により国と地方との関係は、それまでの中央集権から地方分権へと、また上下・主従の関係から対等・協力のパートナーへと変化をいたしました。この地方分権の推進やその基盤となる財政面についても、分権社会にふさわしい地方財政秩序を再構築していくことが不可欠と言えます。

しかしながら、皆様御案内のとおり、平成16年度からの三位一体改革は、結果的に地方交付税の大幅削減につながり、地方財政は危機的な状況となりました。地方分権の掛け声と現実とのギャップの原因は、まずはこの地方財政秩序の構築が不十分であったことが原因と言えます。とはいえ、そうした経験を踏まえまして、その後は三位一体改革以前の水準まで地方交付税総額は回復をされまして、さらに現在も毎年発表する骨太の方針や地方財政計画で地方一般財源の総額確保について明記をされています。

加えまして、平成19年度から始まりました第2期分権改革では、今年度まで第10次に及ぶ一括法の改正を行い、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務づけ、枠づけを見直し、地方公共団体が自らの判断で行政を進めていく仕組みづくりを推進しております。

また併せて、国から地方、都道府県から市町村へと権限移譲を進め、その財源も移譲する取り組みを進めております。平成12年の地方分権一括法の施行から20年を経過いたしました。施行後に地方公共団体の職員となった者が過半となってきた現在、地方分権の考え方はしっかりと根付いていると思いますし、これからも推進していくべき最重要の政策課題の1つであると認識をしております。

○9番（福永 啓君） まず、地方分権一括法が大きな転機となったと思うんです。ただ、その以前も一応原則は一緒だったんですよ。地方自治の本旨に基づいてとなっておりました。一応なっていたんですが、その中で、機関委任事務ですとか、国の事務ですよ。簡単に言えば、国の下請事業、事務、そういうのを町に、市町村に課されていた。県に課されていた部分があって、それは法律の中でこういうふうに書かれているんです。「市町村にあつ

ては、都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける」と、もう完全に指揮監督を受けるというのが、法律の中で以前はうたわれていたところでもあります。そうして、忠実な遵守を義務づけていた訓令、これもたびたび国からこの機関委任事務に関して出ていたこともありました。そういうのが、20年前は制度として実際にあったわけなんです。

しかし、地方分権一括法以降は、先ほど副町長もおっしゃいましたとおり、それはすべて廃止されました。国や県からの通達や通知も、行政における技術的な助言、こうしたがいいですよと、しなさいという命令ではない、に変わったわけなんです。それによって、逆に言えば、最終責任は、今まで国がしろと言っていたのだから、そのとおりにとって、でけんだったときには国の責任だったんです、国のせいだったんです。しかし、それ以降は、逆に町の責任、自治体の責任へと移りました。それで自治体の責任で事務を行うわけですから、それぞれの自治体が法令を解釈する、自主的に解釈する必要もあります。

例えば、法令の趣旨に照らし合わせて、違法でないと確信できる場合には、国から来た通知・通達とは別の独自の執行方法を採用することもできるようになっているんです、制度上は。これは、地方自治の本旨である団体自治の観点からも、本来望ましい方向であると思いますし、この流れは止まらない。そしてこの流れに沿った地方自治の方向性がもう国でも定められているということになります。それは、事実議会審議においてもいろいろありましたよね。これまで一律に法律で定められていたものを、個々の自治体の判断で新しい条例で定めてくださいとなってきたものや規程等です。これもたくさん、この議会で審議してまいりました。これから出てくるでしょう。

本来であれば、法の趣旨、制度の趣旨から言えば、これは一つひとつやはり町の実情に合わせた町独自の条例や基準が定められなければならないと思うんです。しかし、私たちが議決してきた条例、そのほか基準を見ても、これまでの法令と同じもの、もしくは標準例として、国や県から示されたものをそのまま町の条例として提案される例がほとんどでした。これは何ですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

地方分権一括法施行以降であります、国の権限が自治体に移譲されております。多くの事務事業が国から町におりてきたということになります。議員御指摘のとおり、制度の趣旨から言えば、それぞれの事務を町の実情に合わせたものにすることが求められていると思います。一部ではありますが、町の実情に合わせて町独自の規程などを盛り込んだ部

分もあります。

しかしながら、すべて必要な改正を行ってきたかと問われると、なかなかそうとは言えない部分もあるのかなということでは考えているところです。

その理由としまして、おりてきた事務量が非常に多い。そして期間も限られているということなど時間的な制約もある中で、拙速な判断でこれまでの規程を見直したり、国や県から示された標準以外の規程を設けたりとすることは、逆に町民に対して不利益が生じる恐れもあるということも考えたところでもあります。

そのような理由から、これまでの規程や決まり、大きな問題・課題等がなかったものについては以前の規程をそのまま条例化したりしているところもあります。そして、国や県が示した、先ほど標準例と言われましたが、そういった標準に沿った形で規程を設けたりとしているところも実際ございます。

今後は、住民自治、団体自治のこの原則にのっとり、より地域の実情に即した規程等への変更が必要なものがあれば、そこは変更していかなければならないのかなと考えています。

○9番（福永 啓君） 私はそぎゃんなつとつとに、何で町はしとらんとかという意味では全然ないんですよ。これは市町村の規模にかかわらず、ボンと国から期限を切られた上で相当量の事務がおりてきているのを感じています。期限内にその事務をこなせと言われて、じゃあ、期限内で拙速な判断で、町はこやんだけん変えようかなどとしたら、課長がおっしゃったように逆にそんなろくな検討もせずにやった変更なんていうのが、逆によかれと思ってやっても町に不利益が生じるということもあると思います。

ですから、現時点では、これはある意味仕方がない対応というか、これ以外にとらざるを得ないような対応だとは思っているのですが、しかしやはり、「まあ、取りあえず定めちゃったからこれでいいや」ということで、どんどんそれを繰り返していけば、いや、うちの地域はこれを変えて地域活性化につなげようとか、実際にそのように条例が自分で自由に定められることによって、町道の構造令も今は町で定めることができますからね。いろんなことを使いながら、地域の活性化等に頑張っている市町村も出てまいりました。

ですので、この部分については必要なものに関してはきちっとやはり実情に即したものになるよう。そしてさらにやはり町の町民の福祉向上のためによりよいものになるように、やはり検討を重ねていかなければならない部分というのは、これは必ずあると思うんです。

そうしないと、逆に地域間競争にやはり負けてしまう、というように私は危惧をしております。

また、こういうことを私たちは言いながら、実はこれをいいですよと定めているのは、私たち議会でもあるんですよ。条例を定めるのは議会ですから。だから、今の課題というのは私たち議会の問題としても、やはりきちっと考えていかなければならない部分も多いと感じています。

先ほど副町長からもちょこっとありました。そうなってきて、権限と財源移譲についてという話がありました。私もこれほど国から権限が下りてきているのですから、権限と財源確保はこれはセットで行われなければならないと考えていますが、国などからおりてきた事務に対する財源の手当なんです、これはいかがですか、十分であると感じていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

権限移譲と財源の確保というのは、私たちもこれはセットで行われるべきものと考えてはおります。そのような中で、システムの変更等を行う場合の財源に対する措置につきましては、一定の財源の措置が国から行われております。しかしながら、全体的におりた事務量に対する財源としては決して十分ではないのかなという感じは思っています。

○9番（福永 啓君） これは国の憲法審査会なんです、このような文章が書いてあります。

「国と地方の対等な関係を実現し、地方が真に自立するためには健全な財政基盤が不可欠であることは憲法調査会における共通の認識であった」と。国から来る地方交付税ですが、今は地震における復旧・復興で相当増えてきているんです。震災前、平成27年は約25億8,000万円、令和元年度の決算では31億1,000万円となっています。よく、時々テレビとかで失われた20年とかいう話があって、それが三位一体改革以後のことかなと思うんですが、ではもう飛び越えて20年前を振り返ってみましょう。地方交付税の総額は果たして20年前は幾らだったと思われますか。平成11年の地方交付税の総額ですが、31億4,000万円です。今より3,000万円も多いんです。その当時の予算総額というのは74億円ぐらいです。今は150億円ですよ。もう熊本地震における復旧事業で歳入は倍以上になっているにもかかわらず、逆に交付税は減っている。これは国の思い、国が言っていることは違うんじゃないかと思います。これは私はあんまりだと思うんです。

それに加えて、今はコロナ禍です。地方財政については、先日、御船町議会では10月議

会で、国に意見書も提出しています。執行部でも事あるごとに国からの財政支援を求めていると思います。国と地方自治体、そして地方自治体の中の都道府県と市町村は制度上も理念上も上下関係があるわけではなく、あくまでも役割が違う対等なパートナー関係です。しかし、現実そうなのかと言われれば、誰もが首をかしげると思います。その原因の大きな問題なんです、それは発展過程もそうですよ。そのような制度上上下下関係がありました。しかしやはり、先ほど課長がおっしゃいましたとおり、そして副町長もおっしゃいましたが、やはり財政的部分は大変大きいんじゃないかと思うんです。

これは町長にお聞きしたい。地方財政が苦しい中、地方自治の本旨にのっとった自治体運営をするためには、これはどうしたらよいとお考えでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

議員が御指摘のように、一般的に3割と言われているように、依存財源が多く、自主財源が3割程度しかない自治体にとって、国と地方とが対等な関係を実現し、地方が真に自立することには大変大きな障害が立ち塞がっております。

御船町においても、企業誘致を促進し、ふるさと納税の充実と自主財源確保の努力を続け、成果も出てきているところではありますが、やはり限界はあります。依存財源をゼロにすることは極めて難しいと言わざるを得ませんが、町としての自主財源確保努力をしながらも、町長として、そして町村会としても随時国に対して、自治体の財源支援要望を繰り返し行っていきたいと思っています。

一方で、財政問題と同じように、国や県と信頼関係を構築することも必要不可欠だと感じています。住民に身近な行政はできる限り地方公共団体を委ねることが地方自治で定められていますが、決められているからといって信頼関係のないところには大事なものは歪んでくると思っています。

限られた財源の中で工夫しながら地方自治の本旨に沿って、住民が主体の自立した行政を行い、この町なら大丈夫と信頼関係を国や県と築いていくことが、対等なパートナーシップを築くためにも、地方分権を促進していく上でも必要だと考えています。

そして何より大事なことは、町民との信頼関係だと思っています。今後も町民の声に真摯に耳を傾け、説明責任を果たし、町民との信頼関係を築いていきたいと思っています。

○9番（福永 啓君） お金も大事です。しかし、町長がおっしゃったように信頼関係、これはやはり私も話を聞きながら、これは大事だなと思っております。やはり地方自治の本旨

に沿って何かをしようと思っても、ここに来て、制度はこぎゃんなつとるばつてん、この町には任せられんねとか、そういう気持ちがさっと入れば、そこに何らかの二の足を踏みますよ。私が議員になった頃、国の役人の方と電話で話す機会もありました。そして県の役人の方とも電話で話す機会とかがありました。直接話をしたこともあります。その中でやはり感じましたものね。国の役人の方は県を信用しているのだろうか。県の役人の方は市町村を信用しているのだろうか。そして市町村の皆さんは町民を信頼しているのだろうか。

やはり町は国や県と、ここだったら大丈夫ですよという信頼関係は、これは必ず築いていかなければならない。それと同時に、さっき最後にちょっとおっしゃいましたが、町として大変重要なことは町民との信頼関係、これを築いていくこと。これは欠かせないということは私も同意見であります。住民の声に謙虚に耳を傾け、自らの考えやべき論にこだわることなく、やはり変えるべきところは変えていかなければいけないんです。それをできるのは長であり議会だと思っています。

そして、ただ、いやこれは住民の意見と違うというところがあると思います。そこについては、きちっと説明責任を果たしていかなければいけない。それも私どもの義務だと思っています。

さて、これから本題といってもいいのですが、時間もそんなにあるわけではないんですが、議会と執行部との関連性について質問していきたいと思います。

まず、本当に基本の基本の質問です。町長の役割とは何ですか。執行部と私たちはよく言っていますが、執行部って何ですか。答弁ください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、執行部とはということでお答えをしたいと思います。執行部とは、自治法上執行機関を指す場合が多いと思います。その執行機関では、条例また予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく町の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負った機関であるということになります。町長部局のほかには教育委員会、また選挙管理委員会、監査委員会なども、この執行機関になるかと思っています。

そして、町長は町長部局をすべて所管し、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならないということになります。

また、町長の役割ということになりますが、町長は町を統括し、代表する立場にあり、町の事務を管理し、及びこれを執行するということになります。町長の権限につきましては、地方自治法に定められておりまして、普通地方公共団体の議決を経るべき事件について、その議案を提出すること。予算を調整し及びこれを執行することなど、担当する事務が定められております。その町長の権限につきましては、地方自治法に35項目ほどの規定が定められているということになります。

○9番（福永 啓君） よく執行部執行部と漠然と私たちも言葉を使っていたんですが、議会で町長部局のみの執行部を指していた場合が多いのかなと思います。しかし、町には教育委員会をはじめ、幾つかの行政委員会があります。監査委員もそうなんです、別の執行部なんです。それが、それぞれが独立した執行機関であり、それを一体として行政機能を発揮するようにしなければならないのが町長、長であるということに、法律上定められている。そういうふうに書いてあるんです。ですから、町長部局にのみ予算調整権、執行機関とってするとき、やはり一体として考えなければいけないので、町長部局が予算の編成権があるとなっているものと思われます。制度上は、あくまでも長が町の事務を完結し、及びこれを執行することとなっていて、そして、それにここはもしかしてほかの執行機関の役割じゃないの。ここはもしかして違うところの役割じゃないのという疑義が生じた場合は、これはもちろん調整しなければいけません。誰が調整するのかというのも法律に書いてあって、長が調整するんですね。町長が、いやこれは執行機関で、これはこの部局ですよという調整も長が行うようになっています。

さて、次になるんですが、議会、これは言いにくいかもしれませんが、議会の役割、そして権限を町長部局の執行部としてどのように理解されていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

議会についてであります。議会は憲法第93条第1項に定められた議事機関として置かれております。先ほど町長の答弁にもありましたように、議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長、町で言うと町長になりますが、と相互に牽制し合うことにより地方自治の適正な運営を期することとされております。

議会の権限につきましては、地方自治法の中で条例を設けまたは改廃すること。予算を定めることなど、議決権に関するものからなど40項目ほどの権限が定められているとい

うことになります。

○9番（福永 啓君） 長の権限、議会の権限というのは、ここで一つひとつ相当、2つ合わせても法律に書いてあることだけでも70から80項目ありますので、ここで一つひとつは質問はいたしません。またそれは別の機会にと思っております。そして、今おっしゃったように、議会と首長は制度上、役割分担された対等な立場となっておりますが、よく町長、町としてどう考えているんですかと、町の方向性としてはなどといった答弁が、町の意見や質問がありますし、そういう答弁もあります。それはもうちょっと基本的なことなので確認しておきたいんですけど、町の考えや町の方向性というものは誰がどのように決めるものなんでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

原理原則ということ言えば、町民が主権者でありますので、これは町の意見ということとは町民の意見ということになるかと思います。実際は、町民から直接選挙で選ばれ、町を統括し、代表する立場にある町長と、同じく町民から直接選挙で選ばれ、地方公共団体の意思を決定する機能を持つ議会が共に町の意見を集約し、定めることができるものだと考えております。

○9番（福永 啓君） ですから、これまで言葉足らずで、町としてというのは執行部としての考えはどうか、町長としての考えはどうかということになってくるんだなと思います。それがやはり民主主義の、地方自治の住民自治の原則なんです。なぜかといいますと、住民から直接聞く町の意味というのは住民の意思なんです。それはどのようにきちっとした文言で定めるかといえ、住民から直接選挙で選ばれた、町、住民のところの機関及びもしくは人の意思に基づいて行わなければならないわけです。ですから、直接請求というのが住民はあるのですが、これを除けば、やはりそうやって町の意味としてはと言えるのは、住民から直接選ばれている町長、そして議会が町としての考え方や方向性を定めることができると思います。

具体的には、町長は予算提案とか町長が定めることが義務づけられている各種計画があります。それなので、こういうふうに町の方向性をやっていきますということを定めて、議会は、議決とか条例の制定、条例の改廃、請願採択、意見書の提出、それぞれ専権事項によって町の方向性を定め、そしてまた条例の提案、条例の提案は執行部もできますよね、私たちもできます。それと、総合計画策定、これは定められているものではありませんの

で、これも本来はどっちが作ったっていいものなんですけど、もちろん議会では事務能力が足りませんから、今は共に作るという形をとっていますけど、そのようにして方向性を定めていることになるという認識なんです。そのあたりは、こういう認識は同様でよろしいですね。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

そのような認識で共通していると思っております。

○9番（福永 啓君） これはやはり地方自治法を語る上で、大変大切なところだと思ったんです。町には住民から直接選ばれた独任制である町長と、合議体である議会という性格の全く異なる2つの代表があって、ほぼ同等互いに牽制し合う役割と権限を持ちながら地方自治の適正な運営を行うようになっていきます。その双方に対して、主権者である町民は選挙以外でも、その意図を反した行為を行った者に対しては、町民自らが権限を行使できる、直接請求権もあるんです。ですから、1回選んだ者に、もう4年間お任せとはなっていませんし、私たちは選ばれた後もきちっと町民の監視を受けるような制度設計になっています。

このように、地方自治は民主主義を実践するためにいろんな工夫がされた大変よい制度だと感じています。国にはない制度が、地方自治には民主主義を実践するための装置がたくさん仕掛けられています。それが地方自治は民主主義の学校と言われるゆえんではないかと思っています。

しかし、先ほどから言いましたとおり、国と県との関係、県と市町村の関係も同じなんです。制度が求めていることと、現実にやはり大きなギャップはあっていると感じています。であるがゆえに、いろんなところで議会の形骸化が指摘されています。議会の存在意義すら問われています。御船町議会では、議会改革を進めてきました。そして、主権者である町民の信託を厳粛に受け止め、二元代表の一方の担い手として、町民全体の福祉の向上を議会における討議により実現し、将来に向かって町民との約束を果たすため、議会基本条例を制定しました。全御船町民から選挙で選ばれた議会議員は、常に町民とともに歩み行動し、創造性豊かな政策作りに務めることによって町民に信頼される開かれた議会を作るとを誓い、町との健全な緊張関係を築くことにより、民主主義の発展に寄与、貢献したいと思っています。

といいますか、今私が読み上げた文章は、議会基本条例の一文ですので、私たちが御船

町議会議員である以上、この条例の考えに拘束される部分もあるんです。そういうふうには思わなければいけないよという部分もあるわけなんです。

議会改革では、よく議会の機能強化など技術的面が議論されることが多くありますが、それは議会改革の目的ではないんです。これは手段なんです。そして、議会基本条例にもありますとおり、議会改革の目的は、あくまでも町民全体の福祉向上であり、議会改革はすなわち、町をよくするための取り組み、そしてその目的は執行部も実は同じはずです。議会改革の目的、そしてその理想に近づくためには、町長をはじめとする執行部、そして議会の双方が、これはあなたのところは改革しなさい、うちのところが改革するけんではなくて、やはりお互いの相互理解が欠かせないと感じています。これは、本当はもう一つ一つ、この部分はどうなんですかということを質問したいところなんですよ。しかしそれをするのとあと1時間ぐらいかかりますので、これはもう次回の一般質問に持ち越したいと思いますが。

これは、ほぼ最後の質問になります。町長は議会と執行部の関係性について、どのような考え方をお持ちですか。そして、どのような形が理想的だと思われますか。

○町長（藤木正幸君） 大変難しい質問だと思っています。今話を聞いていてもやはりうなづく部分と「うん」とこらえる部分とありますが、やはり、国と地方との関係と同様で、議会と執行部においては、相互理解に基づいて、信頼関係は重要だと感じています。そして、理想を言えば、切磋琢磨して、お互いを高め合うよきライバルであり、よきパートナーでありたいと思っています。

しかしながら、議会と私たち執行部において一番大事なものの、これは信頼関係だと思います。私たちも町民との信頼関係を築くために、日頃切磋琢磨しながらいろいろな形で私たちは職員とも闘っていますし、職員と寄り添ってもあります。私たちは国との間においても、やはり信頼関係のもとに正確な情報を私たちにいただき、そしてその正確な情報に基づいて町民から信頼されるように行動を行っているわけであります。

その中において、議会と執行部、議会と町、いかがでしょうか。この信頼関係があるからこそ成り立っているわけです。そこには、信頼関係の中には正確な情報を私たちが議会に示し、そして正確な情報の上にこういった論議が交わされ、行動に移していくと思っています。もし、間違ったことを、国から私たちに伝え、そして議会と間違ったふうに話を進めて、さあ、その後に一番幸せにならないといけない町民は、どう受け止められる

か。やはり信頼関係を築くこと、それが一番だと思います。その中において、私たちは正確な情報を、共に出してそこから論議していきたいと思います。だろう、そういった自分本位の考えを出すことなく、共に頑張ってまいりましょう。

○9番（福永 啓君） 今回、制度について法律に基づいてこうなっているという説明をしてまいりました。そして、やはりその中で感じることは、これはやはりさっきおっしゃったように、私たちは切磋琢磨し、お互いを高め合うよきライバルであり、よきパートナーでありたいというか、そうならなければならないと思っています。この間、見た方はいらっしゃいますか、柔道のオリンピック決定戦というのがありました。丸山と阿部一二三ですね、あの試合。町長は時々思われますでしょう。議会のおらんだったらこぎゃん楽なことはなかねて、答弁はいいです。しかし、それは思うのは当たり前だと思います。私はあの丸山だって阿部だって思っているんだと思うんです。あいつがいなければ俺が必ずオリンピックに行けるのにと。しかし、やはり負けた丸山が言った言葉ですよ、やはり阿部に対する感謝ですよ。「ありがとう」ですよ。そして、「あなたがいたから、私はここにいます」みたいな言い方を負けた人がするわけです。ここまで来れたのは阿部のおかげみたいなことを年上の丸山が言ったりするわけです。そのような同じようなことを、アスリートはみんな同じようなことを言いますよね。

やはり、本当に今理想的なことを言ってしまいましたが、そのようなものが理想。その中には、そこでこうやってきちっとつながる絆、そして信頼関係がもともとなければ何にもならないと思っています。どんなに相手に対する攻撃をしたとしても、おかしいんじゃないかという議論をしたとしても、その底にはそういう信頼関係と、お互い本当に切磋琢磨し合い、ライバルという意識がないと、これは全く成立しないと思います。

このようなことを最後に申し上げて、町長に最後は申し訳ございません。私も感情的になって意見の披露目になってしまいましたけれども、そのようなことを申し上げて、この一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで1時10分まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより1時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件につきまして質問いたします。

平成28年熊本地震及び豪雨災害から5年が過ぎようとしています。その傷跡はあまりにも大きく、完全復旧に至っていないのが現状であります。コストコ進出による関連工事も急がれる中、災害復旧工事の進捗状況について、以下のことを質問いたします。

詳細につきましては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の熊本地震からの災害復旧の現状について、お答えいたします。

令和2年度、熊本地震から5年目に入り、災害復旧工事の中盤を迎える状況にあります。震災直後から被災した公共施設の災害復旧工事や豪雨災害による農地被害及び河川災害の復旧工事を進め、令和2年度末でおおむね災害復旧工事の完了が見込まれます。しかし、宅地耐震化事業に係る一部の災害復旧工事で、町民の日常生活に支障を招かないような工事箇所の調整が必要なことから、令和3年度へ事故繰越となる危険性があります。

しかしながら、一日でも早く町民の皆様の日常を取り戻せるよう、可能な限り計画的に進めてまいります。

その他、個別質問については担当課長から答弁させます。

○7番（森田優二君） まず、農業土木災害における災害復旧の現状について、説明を求めます。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平成28年災につきましては、実施件数が463件、完了件数433件、残件数30件、進捗率が93.5%となっております。

○7番（森田優二君） 10月の入札で入札延期がありましたが、対応についてお伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは、令和元年農地農業用施設災害40件が対象となります。入札につきましては、12月10日と本日の午前中に行われております。開札につきましては、落札15件、不調25件の結果となっております。不調25件につきましては、これから対応を協議しまして、全

件年度内完了に向けて事務を進めてまいります。

○7番（森田優二君） 熊本地震災害で被災し、施工が完了した箇所において、豪雨災害で再被災した箇所について、ここの部分の負担金はどのようにお考えですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、これまでも議会で御質問があってございましたが、施工1年以内での再被災につきましては、協議を進める中で、負担金は徴収しないこととしております。しかしながら、施工後2年を経過して、再被災した場合につきましては、受益者負担金を徴収する方向で現在考えております。

○7番（森田優二君） それでは、次に、土木災害における災害復旧の現状について、説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） 令和元年度ではほとんどが終了をしております。ただし、大規模盛土造成地に係る宅地耐震化事業の個別宅地擁壁復旧工事及び造成地内の舗装工事が残っている現状であります。

○7番（森田優二君） それでは、今後の発注予定件数と竣工予定はいつになりますか。

○建設課長（野口壮一君） 発注の予定工事としては、個別宅地の擁壁復旧工事が1件残っております。竣工予定として、適正工期による繰越手続をとらせていただき、玉虫住宅、御船台団地に係る工事が、令和3年6月末、小坂地区のインター団地、フジワ住宅に係る工事が、令和3年7月末を竣工予定としております。

○7番（森田優二君） それでは次に、建築災害における災害復旧の現状について説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

被災した建築関係の公共施設の復旧につきましては、すべて完了しております。現在、事業を進めている分については、消防詰所関係が今まだ施工中でありますので、そちらについてお答えいたします。今年度につきましては、消防4地区の消防詰所が完了しております。9分団2班、これは陣地区になります。それと9分団3班、秋只地区、それと機能別消防団南田代3区、これは津ヶ峰になります。それと8分団4班、甘木です。4地区が完了しております。

○7番（森田優二君） それでは、今後の発注予定件数と竣工予定はいつになりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 消防詰所関係につきましては、あと1カ所残っております。5分

団2班、茶屋本地区の消防詰所ということになっております。令和2年12月下旬に、今月中ですけれども、今月下旬に発注を計画しております。竣工につきましては令和3年3月末を予定しております。

○7番（森田優二君） それでは、大きい2番になります。公共工事の入札及び契約の適正化について質問します。

○町長（藤木正幸君） 公共工事の入札及び契約の適正化について、お答えをいたします。

公共工事の入札及び契約の適正化については、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律が、平成13年4月1日に施行され、当町におきましても町発注の公共工事の施工に当たり、建設業法やその他関連する法令に基づき、適正に実施しているところであります。

町では、御船町公共工事請負契約約款により、工事発注所管課において監督員を任命し、受注者に通知を行い、工事の施工管理を行っております。公共工事の品質を確保するために、公共の施工段階において、監督業務及び検査業務を確実に行うことが重要で、今後も建設業法並びに関係法令を遵守し、建設工事の適正な施工の確保を努めてまいります。

また、これまで以上に公正な競争を促進するために、入札及び契約の方法の改善の1つとして、令和3年度に電子入札の導入のため、準備を進めてまいります。

その他、個別質問については担当課長より答弁させます。

○7番（森田優二君） それでは、工事契約までの流れということで、まず、発注者による事業者の格付について、町の事業者ごとに格付はどのようなになっていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

業者の格付につきましては、御船町工事入札参加資格審査格付要綱に基づきまして、格付を行っているところであります。

○7番（森田優二君） 各クラスがあると思いますけれども、各クラスはどのような基準をもって決定していますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

格付の基準につきましては、要綱第5条に定めがありますように、入札に参加しようとする物事の客観的要素の総合値であります経営審査事項により得た評価点数に基づき格付を行っております。土木業者におきましては、21社ありますが、そのうちAクラスを7社、Bクラスを7社、Cクラスを7社と格付を行っております。

○7番（森田優二君） 御船町はそのほとんどが指名競争入札で行われています。また町には

御船町建設業者指名審査会が設置されていますが、指名業者の選定はこの審査会で決定されているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） この審査会で協議、決定をしております。

○7番（森田優二君） 審査会はどのようなメンバーで構成され、またどのような内容を協議されているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） この審査会の指名審査委員として、まず副町長、総務課長、総務課審議員、企画財政課長、復興課長、農業振興課長、建設課長、環境保全課長及び主管課長で構成をされております。協議する内容としましては、指名業者の選定というところで協議を行っております。

○7番（森田優二君） 町が発生する公共工事で、土木業者のみでいいです。クラス別に発注金額、どうなっているかをお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

土木工事ということで答弁をいたします。先ほど言いましたAクラス、Bクラス、Cクラスの3クラスに格付を行っております。Aクラスにつきましては、先ほどの評価点数が900点以上のものをAクラスと定めております。その中で、工事価格としましては、1,000万円以上の工事をAクラスと決めております。それとBクラスにおきましては、総合評価点数が680点から以上900点未満ということで規定をしております。工事価格につきましては500万円から1,000万円未満ということにしております。それとCクラスになります。Cクラスが総合点が680点未満ということで、工事価格につきましては500万円未満をCクラスの発注工事としております。

○7番（森田優二君） 町のホームページに入札に関し、指名業者一覧表や入札結果が公表されていますが、工事価格も一応公表されていると聞いております。どのような方法で公表されていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

工事価格の公表につきましては、町の役場にあります情報公開コーナーで落札業者一覧表と併せて開札調書、予定価格調書及び最低制限価格書の写しを公表しております。

○7番（森田優二君） それでは、ホームページで工事価格の表示はしていないということですね。

○総務課長（藤野浩之君） 予定価格のことだと思いますけれども、予定価格につきましては、

指名通知の中に予定価格を記載した上で指名通知を発送しております。

○7番（森田優二君） 町が発注する公共工事について、落札決定の基準となる最低制限価格の考え方は、どのように決定されていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町が発注する工事における最低制限価格ということで、最低制限価格の決定につきましては、中央工契連モデルというのがありまして、その算定率を準用して算出した額を最低制限価格として採用しております。また、令和2年度入札からは、落札決定の基準となる最低制限基準価格に無作為の係数、ランダム係数になりますけれども、これに乗じた価格を最低制限価格とする算定方式を採用しております。これは、県に準じた範囲について改正をしているというところです。

○7番（森田優二君） 次に、工事契約後に係る提出書類について、質問します。まず、工事契約締結と同時に提出する資料はありますか。

○建設課長（野口壮一君） 契約締結時に同時に提出していただく資料として、契約保証金に係る納付書、または金融機関保証事業会社から発行された履行保証証券を同時に提出していただいている状況にあります。

○7番（森田優二君） 契約締結後、工事着手までにどのような書類が提出されますか。

○建設課長（野口壮一君） 契約締結後の提出書類として着工届、それから工事実施計画工程表、現場代理人及び主任技術者通知書、建設業退職金共済組合掛金通知、工事標識看板届、下請契約があれば、施工体制台帳の写し、それから施工計画書などが提出されております。

○7番（森田優二君） 提出物の中に、労働保険関係成立表というのは提出しなくていいんですか。また、ここで言う下請契約とはどういうものですか。

○建設課長（野口壮一君） 最初に言われた労働保険契約については、そこはわからないんですけど、次の下請契約がどういうものかということなんですけど、下請契約とは、建設業法で建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と、他の建設業を営む者との間で当該工事の一部について締結される請負契約を言うということで、定められております。

○7番（森田優二君） 下請契約には、幾ら以上とか何とか、そういうのはあるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 金額の設定はなかったと思います。下請工事が発生する場合には提出が必要ということになっております。

○7番（森田優二君） 今言われる下請というのが、どうしても私はわからないんですよね。

私たちの感覚では、外注工事は下請と思っているんですけど、そういう考え方でいいのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃいましたように、工種ごとに下請に出されるという事例もありますので、発注ごとの下請がある場合には届出が必要ということになります。

○7番（森田優二君） それでは、提出書類では町は何を確認するのですか。

○建設課長（野口壮一君） 工事実施計画工程表により工種ごとの作業時期と、総合進捗率推移等を確認いたします。また、現場代理人の確認及び主任技術者、施工監理技術者も含まれますが、に係る資格証の写しなどを確認しております。

○7番（森田優二君） 現場代理人とか主任技術者ですね、こちらは社員外でもいいんですか。要するに、これから見ると、資格証の写しなどの確認ということですので、社員か何かというのはわからないんですよ。そこらあたりはどのようにしているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 現場代理人及び主任技術者の届出ということで、その事業者との雇用関係が3カ月以上満たしてなければならないという規定があります。町としては、保険証の写し等で確認をしております。

○7番（森田優二君） 私もその話は聞いていたからですね。ただ、ここに全然書いてないので、本人確認はどうしているのかなと思ひまして、質問しました。

次に、現場代理人は、工事現場は幾つまで担当できますか。

○建設課長（野口壮一君） 現場代理人は、他の現場との兼任件数は熊本県からの取扱通知で2件となっております。

○7番（森田優二君） これは、金額は関係ないんですか。

○建設課長（野口壮一君） 700万円以上の工事が対象で、700万円未満の工事については3件までが兼任できるという通知となっております。

○7番（森田優二君） だから、700万円以上はいくらでもいい、2件はできるということですか。

○建設課長（野口壮一君） この700万円未満の工事の件については、3件までとなっておりますので、こういう未満工事については、上限が2,100万円未満まではできるということになっております。

○7番（森田優二君） もう1回確認です。要するに、2件のほうの上限は、幾らでも2件で

きるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 主任技術者が制限があります。請負契約額が4,000万円以上の請負契約額で、下請に出す場合には専任の監理技術者を置かなければならないということになっております。ですので、それ以外については2件まで兼任ができるという規定になっております。

○7番（森田優二君） ということは、金額は関係ないということで理解していいんですか。それをさっきから聞いているんです。

○建設課長（野口壮一君） 上限はないということになっております。

○7番（森田優二君） けれど、それはおかしかつじゃないですか。まあいいです。

御船町は現場代理人の確認については、コリンズというのがあるそうですが、これは利用しているというか、どうなっていますか。

○建設課長（野口壮一君） 工事の特記仕様書に、受注した業者においてはコリンズ登録を、特記仕様書の中に記載をしております。あとは受注業者でコリンズに登録をしていただいて、登録後に町に報告をしていただいているという現状であります。

○7番（森田優二君） ということは登録してもしなくてもいいということですか、御船は。

○建設課長（野口壮一君） 特記仕様書に記載をしておりますので、登録をしてくださいということにしております。

○7番（森田優二君） ということは皆さんというか、業者はみんな登録しているということで理解していいですね。

○建設課長（野口壮一君） 受注された業者から、コリンズ登録のあった分については、一応全部報告がっておりますので、そこで確認をしているという状況です。

○7番（森田優二君） それでは次に、施工体制及び一括下請について質問します。まず、建設工事の適正な施工を行うためには、実際に施工を行っている工事現場に配置する技術者はどのような資格を持ち、またどのような管理監督をする必要がありますか。

○建設課長（野口壮一君） 資格として、1級もしくは2級土木施工管理技士の資格を有し、建設工事の適正な施工を確保する観点から、工事現場における施工の技術上の管理並びに工事の工程管理をつかさどる職務であります。

○7番（森田優二君） 先ほどこちよっと言われましたけど、専任の主任技術者が必要な工事とはどういうものか。また専任を置く必要性はなぜあるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 請負金額が3,500万円以上の工事を施工する場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならないということになっております。専任の必要性として、不良施工や一括下請などの不正行為を排除し、建設工事の適正かつ生産性の高い施工を確保するためとなっております。

○7番（森田優二君） すみません、確認ですが、先ほどは専任の主任技術者は、たしか4,000万円以上と言われたと思うんですけども。これは、どっちかに統一せんと駄目でしょう。

○建設課長（野口壮一君） すみません、先ほど4,000万円以上のということで答弁をしましたけれども、4,000万円以上の下請を出す場合には、主任技術者に替わり監理技術者を配置しなければならないという規定となっております。

○7番（森田優二君） それでは次に、工事変更契約について質問します。まず、請負契約の変更にはどういう変更がありますか。

○建設課長（野口壮一君） 請負契約の変更として、設計図書に示された施工条件について、予期することができない状態が発生した場合や、示された設計値と実際とが一致しない場合などが、変更の事象として上がっております。

○7番（森田優二君） 請負金額の変更に必要な書類は何がありますか。

○建設課長（野口壮一君） 必要な書類として、設計図書に示された自然的また人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないときや、施工条件に予期することができない特別な状態が生じた場合には、契約約款第18条の規定による条件変更等に関する協議書の提出を求められております。

○7番（森田優二君） 請負金額の変更を行う場合、設計図や数量計算書は町が示すものでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 職員の監督員が現地に赴き、立ち会いを行った後、受注者から設計変更に必要な写真や資料を提出していただきます。その後、町が設計図書の訂正変更を行い、受注業者に示していくという経緯になります。

○7番（森田優二君） 請負金額の変更を行う場合、協議書や指示書の決裁はどこまでですか。

○建設課長（野口壮一君） 協議書、指示書の決裁は課長決裁ということになっております。

○7番（森田優二君） それでは次に、工期の変更はどのような原因で発生しますか。

○建設課長（野口壮一君） 設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、気象条件それから天災、そのほかの事由等により、作業日数が想定外に増加した場合などが工期変更の

理由ということで扱ってあります。

○7番（森田優二君） 工期の変更ですけれども、単純に業者からの協議により延期しているわけではないと思いますが、基準はありますか。

○建設課長（野口壮一君） 契約約款21条に、受注者の請求による工期の延長に関する規定がされております。その中で、天候不良やほかの工事との調整、その他受注者の責めに期することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求できると規定されております。

○7番（森田優二君） 工事の変更契約について詳しい説明がありました。それでは、8月に専決処分の報告について質問しましたが、その案件は、どのような事由で変更契約ができたのか、説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） 熊本地震被災自治体で多く採用されている宅地擁壁復旧工法の1つである鉄筋挿入工の資機材であるルートパイル工法が受注生産であったこと。また、需要が集中していたことで、搬入確保が遅れる状態が発生しておりました。よって、農業用水路の出水期と施工が重なるため、仮設足場設置に係る当該農業用水路場への敷き鉄板追加による変更を行った次第であります。

○7番（森田優二君） 変更に必要な書類はありますか。また、協議書の提出日はいつですか。

○建設課長（野口壮一君） 足場設置における受注者からの変更協議が令和2年2月14日付けで提出され、町から同年の2月28日に変更指示を行っております。

あと1つ、すみません、張りコンクリートの数量にも変更があつていますので、その分についての協議書が写真と数量計算書を添えて、令和2年6月18日に提出されております。

○7番（森田優二君） 説明の中で、資機材等の不足に関する協議書が2月14日に提出されていますが、それまでの期間は、要するにどういうふうになっていますか。また、工程会議は何回してありますか。

○建設課長（野口壮一君） 昨年の10月11日から令和2年3月にかけての工事ということになりますが、この資機材の注文を11月21日に注文をかけておられます。その後、職員監督員が中心となって、その搬入日の確認を随時していったということで、受注生産ということもあり、そこで搬入が遅れていた。でも、監督員も随時受注業者に搬入日の確認をしていたというところであります。

工程会議については、監督員でその辺の工程を確認しながら進めていったということで

す。特段の、そこに限った工程会議というのは、この時点ではしてなかったということになります。

○7番（森田優二君） まず、言うなれば受注生産というか、そういう代物ですので、要するにそういう手に入りにくいということを、入札前に質問状とか何とかは出ておりますか。

○建設課長（野口壮一君） 入札前における質問状は、町には提出はされておりました。

○7番（森田優二君） 工程会議という工程会議はしてないという説明だったと思いますけれども、やはり会議をしたらちゃんと会議記録は残すべきだと思います。

次に、8月に、やはり同じ問題ですけれども、藤川議員が質問されました、H鋼関係で、変更の図面と写真が違うのではないかとということで質問をされておりますけれども、これについてはどうですか。

○建設課長（野口壮一君） 足場の下に敷鉄板工を設置して本体工事を進めるという工事の中で、敷鉄板の枕土台となるH鋼の部分が、写真と示された図面と相違があるということでの指摘だったと思います。図面というのはあくまでも町から、いわゆる任意の仮設ということで、こういう敷鉄板の構造がという図を、受注者に提示したものであります。実際は施工がされてない部分については、この積算には反映をしておらず、あくまでも実績に応じた変更設計により精算を行っているということになっております。

○7番（森田優二君） おかしいですね。要は変更契約ということで、要するに補正の部分になります。最後に出ているわけですが、その出ている資料の図面が間違っているなら書き直せばいいでしょう。それをそのまま出してあるということは、やはり議会として私たちも、ああ、このような図面で施工されているなというふうにしか思わんとです。

それから、いずれにしても、そういうのを大変、8月の提出書類としてはおかしいと思います。ただ、こういうことで変更しましたから報告しますということでしょう、あのときは。やはりそれはそれできちんとしてもらわないと、やはりいけないのではないのでしょうか。

では、変更図面を出したときの、幾らだったという積算資料はあるのですか。

○建設課長（野口壮一君） H型鋼の全体に係る設計額ということで、これはH型鋼に係る概算金額というのは一応手持ちの資料の中で、図面の金額どおり施工した場合が34万7,000円、実際に実績というか実施に伴って積算した場合に26万7,000円ということで、約8万円がこの施工をしなかったときの減額の金額ということになっております。

○7番（森田優二君） すみません、まず34万円か、これは事前で見積りをしたときの金額ですか。後の24万円が実際施工したときの金額ということで理解していいんですか。

○建設課長（野口壮一君） H鋼全体に係る金額ということで、図面どおりにした場合の金額が34万7,000円、実績に基づいてはじいたお金が26万7,000円ということになっております。

○7番（森田優二君） ということは、図面どおり、枕を敷いた場合の金額は34万円ということですね。実際はそれをしてなかったから26万円ですか。計算ではそうかもしれません。でも業者は図面どおりにしてないということでしょう。

○建設課長（野口壮一君） 図面どおりに施工をする際に、いわゆる枕土台となるH鋼側なんですけれども、町道の路肩を活用して敷設するという計画だったんですけど、路肩が軟弱でもたないだろうということで、これも監督員が現場に行って、立ち会いをして、直接舗装面にH鋼を置いて施工をしていくということになっております。

○7番（森田優二君） 現場は見ているんですか。ちょっと今の発言はおかしいですよ、現場と合わないところがあります。結局、なぜ今回これを言うかということ、やはりさっき言ったように、私たちは専決処分をして、それを報告で済ませるとなっておりますけれども、全然違うんです。だからあえて質問をしなければならないという、そういうあれになっております。そこはきちんと業者を指導して、図面を起こしたら、図面どおりにするというのが原則だと思いますけれども。

課長、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 8月にお示ししました説明資料の中の図面等について、違いがあったということについては、謝罪をさせていただきたいと思います。今後、こういう議会に提出する書類あたりをちゃんと照査した上で、間違いがないように徹底をし、職員に対しても受注業者の施工に対しても指導を行っていきたいと思います。

○7番（森田優二君） それでは次に、今後の入札形態について、まず電子入札について、説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

電子入札についてということであります。これまでは紙面でのやり取りということで入札を行っておりました。今後、電子入札によりまして、入札書の受け付けまた開札、落札結果の公開、入札に関する一連の業務を電子化することになります。そして、契約、相手方の決定までの一連の入札事務をインターネット経由で行う方法と、これが電子入札

ということになります。

入札参加者は、自社にいなから入札に参加できるようになるということで、それが電子入札ということになります。

○7番（森田優二君） 運用開始の時期は大体いつを予定しておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 電子入札の導入につきましては、令和3年4月に運用を開始したいと思っております。

○7番（森田優二君） 業者の負担についてはどのように考えておられますか。

○総務課長（藤野浩之君） 電子入札導入に対しましての業者の負担ということになりますが、電子入札に参加するに当たっては、まずパソコン、それとインターネット環境にあること。それとICカード、ICカードリーダーなどが必要となってきます。また、初めて電子入札サービスを御利用になる業者の方におかれましては、パソコン、インターネット環境整備のほか、購入費用として電子入札システム対応の、先ほど申しましたカード、カードリーダー合わせて2万円から3万円程度の費用負担が発生するということになります。そのほか、電子入札コアシステム対応の確認であったり、カードの承認申請、また御船町電子入札参加申請書の提出、それと御船町電子入札事業者説明会への出席など、そのようなことが今後業者については必要となってくるかと思えます。

○7番（森田優二君） 町のメリット・デメリットについてお聞きします。

○総務課長（藤野浩之君） 電子入札導入に対してのメリット・デメリットということで、まずメリットからお答えいたします。一応3点ほど考えられるかと思えます。まず、入札参加者の拡大ということで、これは個々の発注案件の特性に応じた入札参加条件を満たす業者がインターネットを通じて、物理的な移動距離の制約なしに入札に参加できるようになるということで、より多くの入札参加者が、この入札に参加が可能となるということが1つ考えられます。それと、コストの縮減ということで、業者の入札参加や、それに伴う情報確認のため、入札者が発注者のもとへ出向く回数が大幅に減少するというので、これはコストの縮減に結びつくことが期待されます。また、町としましては、入札に伴う書類作成に係る諸経費及び送料等のコスト削減が見込まれると思います。それと3点目が事務の効率化ということになります。これは入札に伴う書類の作成であったり送付業務など、これが自動化されるということによりまして、入札事務に要する時間短縮と事務の効率化が期待されるということになります。

また、デメリットということになりますが、これは、先ほども申しましたとおり、業者側としましてはインターネット環境の整備をする必要があると、またカード、カードリーダー等の新たな費用負担が必要になるということになります。町の負担としましては、この開発費に、約200万円程度の費用が必要になるということでもあります。また、運用開始までに担当職員の事務の負担というのが大きくなるのかなと思っております。また、導入後におきましては、毎年、約63万円程度の運営負担金というのが必要になると考えられます。

○7番（森田優二君） 次に、10月の入札で入札の延期がありましたが、このことについて、説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

令和2年10月23日及び27日に入札予定でありました農地等災害復旧工事につきまして、談合情報が寄せられたということで、御船町談合情報処理要領に基づきまして、入札をいったん中止をしております。そして、関係者等から聞き取り調査を行い、当該情報につきましては関係機関であります公正取引委員会また警察本部というところへ通知をしたということになります。

○7番（森田優二君） 役場としては、業者の談合情報があつたときは、マニュアルに沿って調査をし、関係機関に報告したということでしょうか、今後、これから先については、どういうふうになりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町としましては、この御船町談合処理要領に基づきまして、適正にこれからも運用していくと、基づいて対応していくとなります。今後はまた関係機関からの調査依頼等があれば、そこにつきましては協力をしていくということになるかと思います。

○7番（森田優二君） あるところには、何か議員もだんまりしているようなことが書いてありました。でなくて、やはりこれは町としてはちゃんと談合情報が入ったとき、それはマニュアルに沿って調査をして、そしてちゃんと報告もしているということでもありますので、特に私たちもそれ以上のことは聞いておりません。またそれ以上のことは言う立場でもありませんから、ちょっとおかしいなと思っては一応見ておりました。

あと、また関係機関からちょっとした調査依頼があるような話でしたが、そのときはきちんと対応してもらえればいいと思います。

最後になりますが、電子入札について詳しい説明がありました。業者には若干の負担が

あるようですが、町としてはメリットが大変大きいと思われます。来年度から、4月から実施ということでの話が出ておりましたけれども、4月からの実施に備えて、早急に整備を整えていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時15分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 休 憩

午後2時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。令和2年の一般質問のトリを務めさせてもらいます。

2つ、今回質問しますが、まず1点目です。竹バイオマス事業の原点（その1）という表題でございます。御船町は御案内のとおり、山都町、山鹿市に次いで3番目の竹林面積を誇ると言われておりますが、放置竹林の有効活用対策もなく、イノシシの増殖の一因にもなっているのではないかと懸念されているようであります。御船町と竹とのかかわりは非常に古くて、それについて、本日は質問させていただくんですが、竹バイオの事業は私をはじめ執行部も議員の方々も住民も、詳しくそのいきさつ、それから必要性などを熟知されていないと感じております。

そこで、住民の義務に答えることも含めて、この問題の原点に返り、質問をさせていただきたいと思っております。

2つ目の質問は、入札の透明性の確保の対策について、若干質問いたします。

個別の質問は質問席にて行わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の1、竹バイオマス事業の原点について、お答えをいたします。

当時、町では放置竹林による里山の荒廃防止と再生を目的として、竹バイオマス事業に

ついて検討されたことが原点と考えられています。この背景には、町土の約8割を占める中山間地域において、高齢化の進行による竹林の管理が課題となり、竹林の荒廃が急速に進んでいる状況があったと認識をしております。この課題を解決するため、竹林を資源とした利活用、放置竹林の災害対策と森林保全、中山間地域活性化の雇用対策と移住・定住を図るため、バイオマス事業が検討され、平成19年12月に、住環境型社会の形成を目的に、御船町バイオマスタウン構想が策定されました。

その他、個別の質問については担当課長から答弁させます。

○5番（田上英司君） 三権分立であるこの日本国において、先般裁判の判決は出ました。これについては、別途今日は話は出ませんが、この竹バイオマスの問題に関して、この司法の判断に関して、賛成、反対の意思を鮮明にしている人だけでなく、複雑な思いをしている人もたくさんおられるようであります。これが今現在、町民を二分しているのではないかと、分断しているのではないかとされているんですが、それはそれで対立も民主主義です。民主主義の国と言われているアメリカでも、御案内のとおり、大統領選挙によって今なお分断が続いているということなんですが、この御船町においては、町の分断ではなく、団結です。町長のキャッチフレーズにあります、笑顔のあるまちづくり、オール御船なんです。よりよいまちづくりを望むことが本来の姿でなければならんと思っておるところです。

町民の民意というのは、時の流れによって変わるものです。民意の行方を行政が左右し、その鍵を握るということにもなろうかと思えます。今回の裁判の民意は、正義と悪を論じるものではないわけです。この現町政はこの問題でカルト集団的な組織またや革新主義の者たちによる傀儡政権といいますか、そういうふうになったり、政争の具に使われるということがあってはならないと思っておるところであります。行政の視点は、先ほどもいろいろな質問等の中で出てまいりましたが、行政の視点は住民でなければならん。また執行部も視線は常に住民に向けて仕事をされておるわけです。上を向いて仕事をしたり、周囲をよく見ないでおりますと、道ばたの野の花も美しい野の花も見落としてしまうとなるんじゃないかならうかを感じておるところであります。

それでは、一つ一つ質問に入っていきますが、まず最初、御船町と竹とのかかわり合いです。これは農政局から認められた平成11年から2期8年の元甲斐町長のときからスタートしたと聞いておりますが、歴史的背景について、時系列でも結構でございますが、御説

明いただきたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私から竹バイオマス事業の歴史的背景について、お答えさせていただきます。

本町は、県内有数の竹林面積を有しており、竹材を活用した産業やタケノコの産地で、最盛期には缶詰工場が創業するなど過去に竹林産業が地域経済の一翼を担っていました。しかし、石油製品への変革、竹製品の需要低迷、安価な国外竹製品の輸入によって、国内の竹産業は失墜しました。

本町では町土の約８割を占める中山間地域では、高齢化が進行して、竹林管理も困難となり、荒廃が急速に進んでいる状況でありました。この課題を解決する手段として、町は里山の荒廃防止と再生を目的に、竹バイオマス事業の検討を始めました。

まず、御船町と竹のかかわりについて時系列で申し上げます。昭和29年、九州竹工株式会社が創業しました。これは竹細工の製品の御船町特産品のPRをしています。また、JAのタケノコ缶詰工場も創業しておりました。

次に、平成9年です。熊日にもこれは掲載されましたが、この九州竹工株式会社が竹割り箸生産額日本一というのが掲載されております。しかし、平成12年には、この九州竹工株式会社が廃業となっております。

翌年の平成13年1月、御船町竹振興協会を設立しております。目的は、荒廃竹林の整備促進、竹資源利用拡大であります。

平成19年4月に、御船町竹振興会が母体となりまして、NPO熊本環境資源ネットワークを設立しております。

次に、主な取り組みについて申し上げます。平成19年12月、町が御船町バイオマスタウン構想を作成しております。翌年の平成20年1月、町がバイオマスタウン構想検討委員会及び町内専門部会を設置し、御船町木質系竹未活用資源の利用可能性調査事業を実施しております。また、御船町バイオマスと未活用エネルギー事業調査検討委員会を設置しております。同年の10月、御船町竹資源開発株式会社が設立となっております。これは、御船町バイオマスタウン構想に基づく竹の有効活用事業を行うことを目的に設置し、また竹バイオマス事業の計画を策定しております。

事業概要としましては、平成20年から21年の2カ年事業の計画であります。実施主体は御船竹資源開発株式会社、計画主体は御船町です。事業内容としましては、工場の建設、

突板・竹綿生産設備、エネルギー設備となっております。総事業費等、約20億円、財源といたしましては、国からの交付金約10億円、それに自己資金約10億円となっております。

○5番（田上英司君） 今の時系列の答弁をよく聞いてみますと、この竹バイオ事業は、今回裁判の発端となった約12年前、突然発生した事業ではなく、昭和の時代からの、先ほど冒頭に答弁がありましたように、昭和29年九州竹工株式会社というものができたと。昭和の時代からの、いわゆる荒廃竹林対策ということで、非常に歴史が古くて、放置竹林をどぎゃんかせにやいかんということで、長年の夢で重要な課題であったということを、再認識いたしました。

それでは、約12年前の竹バイオ事業の狙いは何だったのかということをお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 竹バイオマス事業の狙いについてお答えいたします。

主に里山の再生、地域の活性化、循環型社会の構築の3つが目的となっております。まず、里山の再生については、荒廃竹林の整備、杉・ヒノキ林への進入防止が目的となります。次に地域の活性化については、新産業・雇用の創出、中山間地域の活性化が目的となります。次に、循環型社会構築については、町のイメージアップ、環境意識の向上が目的となります。

○5番（田上英司君） 非常に狙いというのがたくさんあったようですが、それもこれも町の活性化、住民のためという前進的で非常に素晴らしい事業で、住民の期待する声も大きなものがあつたんじゃないかと推察いたします。

そこで、約12年前の竹バイオマス事業について、若干質問をさせていただきますが、3点目の竹資源開発株式会社、交付金を交付されておりますが、交付金の事業の流れについて、お尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 御船竹資源開発株式会社への交付金事業の流れについて、これも時系列でお答えしてよろしいでしょうか。

まず、平成20年10月27日、国へ事業計画を提示しております。同年の11月27日、国から事業の内示を受理しております。同年12月18日、国から事業の補助金交付決定を受理しております。

翌年、平成21年1月14日、町から国へ概算払いの請求をしております。1月27日、国から町へ概算払い交付金約2億円が交付されております。2月10日、町から御船竹資源開発株式会社へ交付金約2億円を交付しております。2月16日、日本政策金融公庫から融資の

お断りがあっております。御船竹資源開発株式会社は自己資金確保のため協力者を募り、融資確約の取得をしております。4月3日、御船竹資源開発株式会社から町へ事業の出来高報告書が提出されております。4月6日、町から国へ実績報告を提出しております。4月23日、国から町へ精算払交付金約1億円が交付されております。5月22日、御船竹資源開発株式会社から町へ交付金約1億円が請求されております。そして5月29日、町から御船竹資源開発株式会社へ交付金約1億円を交付しております。

以上が一連の交付金事業の流れとなります。

○5番（田上英司君）　そこでまた1点お尋ねなんです。今答弁にありましたように、平成21年2月に日本政策金融公庫が、事業会社へ融資を断った。その後、国へ実績の報告もされている。国であるところの九州農政局が二度目の交付金を交付されているということを考えてみますと、国も事業成功を望んでおられたんじゃないかと受け取れますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

国も御船町も、この事業に対しましてやはり竹林問題ということで、この事業の成功を望んでいたと思います。

○5番（田上英司君）　この時点ではみんな一生懸命努力をされていたものと理解しております。

次に今度は、会社が頓挫する経営不振に陥っていく、交付金返還に至った経緯についてお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　交付金返還に至った経緯について、お答え申し上げます。

当時、竹バイオマス事業は、御船竹資源開発株式会社が事業主体となって、平成20年から21年度の2カ年で工場建設、突板・竹綿生産設備、エネルギー設備など、総額約20億5,000万円の事業計画でありました。このうち、事業費の半分は国からの交付金として、残りを日本政策金融公庫などからの融資を受ける計画となっておりました。

平成21年2月に、御船竹資源開発株式会社の事業開始により町は国からの交付金約3億円を、2回にわたって交付しました。しかし、御船竹資源開発株式会社は日本政策金融公庫などからの融資が断られ自己資金が調達できなかったことから、平成22年2月9日に補助事業継続を断念しております。

町は、御船竹資源開発株式会社に対しまして、補助金返還を再三請求しながら、国と補

助金返還の協議を重ねた結果、平成23年1月31日に加算金が付かないことを第一に考えて、町から国へ補助金約3億円を自主返還したことが一連の経緯となります。

○5番（田上英司君） 私の質問は、交付金の返還に至った経緯を質問したところです。この経緯というのは、さっきおっしゃった、国の交付金事業は2分の1の補助事業ですね。だから、残りの2分の1について、約10億円調達できなかったということで、この事業を断念したということが、1つ至った経緯ではなかろうかと思います、

次にお尋ねしますのは、交付金返還までの経緯、至った経緯ではないですよ、今度は返還までの経緯、それをお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 交付金返還までの経緯です。これも時系列でよろしいでしょうか。

平成22年、これは2月9日です。御船竹資源開発株式会社から、町へ補助金事業断念と町からの補助金約3億円を3月31日までに返還する旨の申出が提出されております。3月17日、町から御船竹資源開発株式会社へ補助金返還を通知しております。そして3月31日、御船竹資源開発株式会社から町へ返還遅延願が提出されております。4月2日です。町から御船竹資源開発株式会社へ補助金返還の再通知を差し上げております。4月7日です。町は議会へ補助金返還の補正予算を上程、これは可決されております。議会でそのとき、議会で調査特別委員会百条委員会が設置されております。11月29日、町は議会へ補助金返還の補正予算と御船竹資源開発株式会社に補助金返還を求める訴訟の提訴を上程しております。これも可決されております。そして、翌年の平成23年1月31日、町は国へ補助金約3億円を返還しております。

以上が、一連の交付金返還までの流れとなります。

○5番（田上英司君） この返還も議会の議決、平成22年11月と御答弁でしたが、賛成多数で可決したと。議会のこの議決も道義的な責任の有無について、ちょっとあればと思うんですが、議会の質問は定めありませんので追求はしませんが、1点お尋ねしたいのは、さっき訴訟もしたということですが、詐欺罪とかいろんな法令違反の自律判断は別として、いわゆる債務不履行等で告訴です、当時ですから。訴訟はしたけれども、どういう流れに結果的になったんでしょうか。お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 個人より補助金の返還がありませんでしたので、町はそれに対しまして、その返還を求める訴訟を行ったということになります。

○5番（田上英司君） それでは次に、これはもう返還するという議会の多数の議決があつております。交付金返還の方法について、お尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 交付金返還の方法について、お答え申し上げます。

町は、国から受けた補助金約3億円について、自主返還を選択しました。理由として、町は国との補助金返還の協議を重ねた結果、仮に国から町に補助金返還命令を受けた場合、補助金交付日までさかのぼって交付額に加算金、これに年利10.95%を加えた返還が生じることから、町は加算金が付かない自主返還を選択しまして、平成23年1月31日に町は国へ補助金約3億円を自主返還したものであります。

○5番（田上英司君） 結局、自主返還ということになったようですが、仮に、事業会社から返還がないという理由で、自主返還もしない。そして、黙っていっちょれということで、国からの命令による返還、それにも応じなかった場合、どうなったでしょうか、お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） その旨に関しましては、国の判断に寄るものだと思います。

○5番（田上英司君） ここで推論しても意味がないですね。確かにそうなるんじゃないかと思います。

次に、町も苦渋の選択をされて、国に返還をされておるんですが、国へ返還後も、国との良好な関係が保持されて、新たに23億円くらいの国からの交付金があったとも聞いておりますが、事実ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 町では平成24年から26年度の3カ年におきまして、国が地方の経済活性化の目的としました緊急経済対策事業で、総額約25億8,000万円の補助金や交付金を受けております。これは、恐竜博物館や町道改良、ふれあい広場などの事業を実施しておりましたが、本件のこの国への補助金返還とは全く関係はございません。

○5番（田上英司君） 今後、裁判の結果は、さっき言いましたようにいろいろ皆さん考えるところがあると思いますが、国に全額返還して、町に損害を与えたという構図ですよね。その構図の中で、二度目の精算交付金ですか、約1億円の、この精算交付金をやったときのがいけないということですが。これはさっき答弁がありましたように、緊急雇用の交付金ですか、これがあつたから多額な交付金をいただいたということで、考えは別とおっしゃいましたが、幾らかなりプラスには結果的にはなつたと理解してよろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

先ほどと同様となります。緊急経済対策と本件の国への補助金返還とは関係はないものと考えております。

○5番（田上英司君） 精算交付金、約1億円、正確には9,279万3,000円という金額になるんですが、これがさっき言いましたように不適當だったということですが、この事業そのものが冒頭言いましたように、住民目線で将来を展望した事業であって、町は事業成功を望んでいたから、この2回目の精算交付金も交付したということで、理解してよろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 町は、竹バイオマス事業の成功を望んでいたのかという質問にお答えさせていただきます。これは冒頭に説明しましたが、竹バイオマス事業は里山の荒廃防止と再生を目的としまして、御船竹資源開発株式会社が事業主体となり事業が計画されました。町も国からの補助金を活用することで、事業を支援し、成功を後押ししましたが、結果的には事業を断念、補助金返還となっております。町は御船竹資源開発株式会社に対しまして、平成21年5月に2回目の補助金約1億円を交付していることは事実ですが、司法判決で、次のように言い渡されております。

まず、住民訴訟の判決では、金融機関等からの融資を受けることは極めて困難な状況であったにもかかわらず、さしたる調査もせずに、個人からの融資を受けることができると敬信して出資した極めて軽率な対応であったと評価せざるを得ないとの指摘をされております。

また、損害賠償請求訴訟におきましては、支出時点では既に本件事業の遂行可能性は極めて低く、補助金を支出したとしても、それが有効に活用され、本件事業に伴う公益が実現されると期待されることはできない状況であった以上、本件支出を実行することに公益上の必要があると判断する基礎に欠けていたとされ、社会通念上著しく妥当性を欠いた行為であり、裁量権を逸脱または乱用した違法な行為に該当する。加えて過失があったとされております。

○5番（田上英司君） それは、裁判の結果は十分承知しております。それは1つの結果論でございまして、私はこの当時のことを言います。原点の質問でございまして、この当時は結果的にそういった評価がされたとしても、当時町は一体となって事業成功を望んで頑張っていたらっしゃった。それは職員の方々は、ここにも当時の島田課長もいらっしゃいますが、頑張っていたらっしゃった。町の住民の方たちもまた望んでいたらっしゃったというのが

当時はあります。さらに詳細については、また次の一般質問の機会をいただいて、と考えますが。

最後の関係質問をさせてもらいます。先ほど私が住民を二分していると、精神的にもいろんな。カルト集团的組織もいるという表現をしましたが、おわかりいただけたかどうかはわかりません。カルト集団とは何かと、どのように理解されておりますか。お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） カルト集団、通常は、私が思うに悪しき集団ということで、いい意味ではないイメージを感じております。

○5番（田上英司君） まず、理解困難な文言を使いましたことを謝罪して、若干お話ししますと、これが典型的なカルト集団というのを思い起こしていただければわかります。オウム真理教です。これはもう過去のものと思っていらっしゃるかもしれませんが、先月もロシアのオウム真理教の信者が逮捕されました、懲役15年で。1億5,000万円日本国のオウム関連会社に金を渡したということです。まだ日本国も公安調査庁が調査対象とする人物が4,000～5,000人おるわけです。その名前は言いませんけれども、これは典型的なテロ集団でもありますし、カルト集団です。非常に怖いものです。

通称カルトと、皆さん聞いたことがあると思います。カルト化の本質というのは、自分だけ、自己愛的、自分を愛する、自己愛的な人格なんです。弱者への同情心を持つことは自分が弱くなると。自分は冷酷でなければならないという、冷酷にわざとならにやいかんということを妄信している、信念を持っているということで、そのような集まりがカルト集団と言われておりますが、要するに、自分だけ大切に、いわゆる感情的興奮を原動力とするわけです。感情的興奮を原動力とする。非常に危険な思想を持つ集団もカルト集団と思って、他人はどぎやんでんいいと、自分や自分の仲間を大切にすることがカルト集団ということです。これは蛇足でございますから。

最後に、先ほど縷々御答弁いただきましたが、町は懸命に放置竹林等を住民のため、町の活性化のためにということで、事業を望んで、当時は努力されていたことは、多くの住民が評価しております。しかし、会社が頓挫して損害の相手、町が損害を受けた、損害の相手、客体といますが、損害の相手、客体を1人の人間に責任を持たせて、そういうことをする行為は、事業そのものは住民は理解して評価しておったけれども、納得はしないということで、住民感情がちょっと高まっていると。でも司法の裁判の結果はあった。司

法の役目は終わった、三権分立ですから、あとは行政判断に委ねるということで、住民感情渦巻くこの御船町に後処理を投げられたということであって、深まりありつつ、分断にさらに追い打ちをかけているような雰囲気になっているということでありまして、冒頭お尋ねしましたけれども、町長がキャッチフレーズで言っていらっしゃる、町民の笑顔、オール御船、これには町長、変更はございませんか。

○町長（藤木正幸君） 変更はありません。

○5番（田上英司君） 今、変更はないということです。御答弁いただきましたが、町民の笑顔、オール御船という考え方、これが絵に描いた餅にならないように、住民のために仕事をしていただいております。リーダーとして、平和な争いのないまちづくりをお願いしたいと念じておるところであります。

次に、大きな質問の2番目に移ります。入札の透明性の確保についてであります。先ほど、森田議員から入札契約の適正化に関する質問がありました。私は行政の適正指導と透明性のある入札の実施について、その対策を検討されているか、お尋ねしたいと。それだけです。御答弁をいただきます。

○町長（藤木正幸君） 入札の透明性の確保について、お答えをいたします。

公共工事の入札においては、公平性、透明性、競争性の確保が重要であり、地域経済や雇用を支え災害対応や地域づくりを担う建設業の貢献にも鑑み、競争性を確保しつつ、地域性や地域性への配慮も必要であります。

また、公共工事の入札制度の適正な運用を図るために、発注者側の有する入札に関する情報をできる限り公表し、その透明性を高めることが重要であると考えます。

当町においては、入札の透明性を図るため、入札参加資格の格付結果の公表、入札経過、入札内容の公表及び発注見通しの公表、予定価格の事前公表等を行っています。また、さらなる入札制度の透明性の向上を図るための措置として、令和3年度から電子入札を導入いたします。

○5番（田上英司君） 先ほども御答弁いただいたんですが、森田議員の質問に対して、電子入札のメリット・デメリットのお話もありました。不正入札というのは、御案内のとおり、これは計画的犯罪です。これは刑事事件になりますね。絶対あってはならないことなんです。電子入札制度を導入されても、完璧に透明性、公平性を確保できるかというのは、不安は残るんです。悪いことをする連中は、これは計画犯罪ですから。まず犯罪を計画した

人間が勝つんです、第一段階は。それに対して、捜査機関が入る二段階は捜査機関が勝つ。最初はやはり犯罪を犯す連中が勝つんです。悪いことができるんです。だから、それをさせない環境づくりというのが非常に大切です。前回質問をしましたような、子どもの見守り活動もそうです。計画的な犯罪です。だから、犯罪をさせない環境づくりが非常に大切であって、入札に関しても、見える化ではないんですけども、疑問が残る入札を払拭する努力は行政には必要かつ喫緊の課題ではなかろうかと思っております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより3時15分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 休 憩

午後3時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第16号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第16号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（藤川博和君） この内容の1番の説明をお願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回、専決処分ということで、エレベーターの工事の変更ということで、変更理由の1番です。昇降機、エレベーター設置のため配管を1本設置することであったということでしておりますが、実際、現地を調査・施工時掘削しましたところ、もう1本ケーブルが出てきたということで、その1本分のケーブルを今回追加工事で発注したということになります。

○11番（藤川博和君） 今、課長の話では、1本あるのに1本追加が出てきたんですか。2本あるということでしょう。2本あれば、追加は要らんとではなかかですか、高圧と低圧の

ケーブルで。

○総務課長（藤野浩之君） 当初計画していた部分が、高圧のケーブル分を当初設計に入れておりました。今回出てきた分が低圧のケーブル用ということでありましたので、低圧ケーブル用の配管工事を今回追加変更したということになります。

○11番（藤川博和君） 何かおかしかです。最初に1本設置しているでしょう。これは高圧のケーブルですか、低圧ですか。

○総務課長（藤野浩之君） 当初設計で見ていた分は高圧のケーブル分を見ておりました。そして、実際現地を掘削したところ、低圧のケーブル分も出てきたということで、同時にこれも施工する必要があったということになります。

当初設計におきまして、設計段階で設計業者に庁舎を設計したときの図面等を参考資料として貸し出しています。それと空調を改修したときの図面、また防災無線を設置したときの図面等を設計業者に渡しております。そして、設計業者が設備だったり電気、建築の担当者が現地調査を行って設計を行ったということになります。ただ、今回掘削で出てきた1本のケーブルというのが、この図面に記載がなかったということで、今回追加で工事をする分ということになります。

○11番（藤川博和君） 今の説明でいけば、1本の配管が出てきたから2本の電源が通ったということですか。最初から2本なからないかんのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 最初から2本ないといけません。ただ図面上1本しか図面に表示されてなかったということで、設計上は1本分しか設計に入れてなかったということで、実際は2本現地としてありましたので、2本分のケーブルを今回施工したということになります。

○11番（藤川博和君） その意味がよくわからんとですけど。例えば、車で電源がガソリンでしょう。そしてもう1つの低圧がキーですよ。キーがないとその車は動かないですよ。最初から2本設置するというのが普通設計上は常識ではなかですかね。

○総務課長（藤野浩之君） 今回出てきたケーブルというのは、直接エレベーターだけでなく、役場全体の電気関係のケーブルということでありましたので、その分を含めて今回工事をしたということになります。

○11番（藤川博和君） 今の説明では、後で出てきたのは、低圧のケーブルで、これは電源室に行っているとですね。それから改めてまたエレベーターに関しての電源は引き直したと

ということですね。

○総務課長（藤野浩之君） 電柱から役場を通過して3階まで上げて、またエレベーターにという配線となっています。

○11番（藤川博和君） 今、課長の説明が今度追加工事の工事高になったということですね。

○総務課長（藤野浩之君） 引込柱から屋上の電気室を経由して、建屋配管の工事ということで、その1本分が今回の追加変更となっております。

○11番（藤川博和君） 確認ですけど、その新設のあれは低圧ですか、高圧ですか。

○総務課長（藤野浩之君） 今回追加した分につきましては、低圧のケーブルになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第54号 工事請負変更契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第54号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 4点増額の変更が上がっておりますけれども、まず、それぞれの変更理由の増額の金額を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） まず、最初の変更理由の（1）ですけど、これが757万3,000円、（2）番目が124万4,000円、（3）番目が669万7,000円、（4）番目が307万2,000円ということになっております。

○1番（中城峯雄君） 先日、1番に書いています、現場を見に行きました。シルト系の粘土質ということで現場を見まして、また責任者の方とお話したんです。確かに、あの一帯は大体そういう土質ですけども、もうとろとろで、作業の能率が上がりませんとぼやいておられましたけれども、そういう土質の中でやっております。ただ、私が工事標識板を見ましたら、工事の工期が令和3年1月29日と書いてありましたけれども、これに間に合うのかということを思いましたが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 当初の工期で、1月29日まで設計をしております。しかし、今回

排水路について、やはりかなり水に悩まされているところで、工事も中断した経緯もあります。今のところ、当初の工程に従って、進捗率を毎月履行状況を上げていただいている中では、若干の遅れがありますけど、今のところこの1月末を目指して進捗を進めていくというところになっております。

○1番（中城峯雄君） 工期は変更がありましたので若干延びるかもしれませんが、ただ、水路は三点張りのかなり広い水路がきれいにできております。私も近くではありますし、今後も注意深く見ていきたいと思います。

○10番（田上 忍君） まず、(1)のところですけど、今度どこまでか運ばなければいけないということですが、どこまで運ぶんでしょうか。どれぐらいの距離を走るのか。トラック何台分ぐらいあるんですか。

○建設課長（野口壮一君） まず、運搬先ですけど、甲佐町のほうの民間土場で受け入れをしていただいたということになります。距離として大体8キロほどです。10トンダンプに換算して大体630台分ぐらいの土砂を運搬したということになります。

○10番（田上 忍君） そうしますと、結構な日数も増えるかと思います。先ほど課長は工期的にはあまり変わらないだろうということで、月末を目指して頑張るということだったんですが、本当に終わるんですか。もう最初から延びるんだったらこの変更契約のときに延ばしていたらどうですか。どうでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今目標とされている毎月の進捗率に、そこまで相違がありませんので、今回はこのままで請負金額だけの変更ということに取らせていただいております。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、大体工期どおり終わるということで、期待しております。

○11番（藤川博和君） 1番の内容について質問いたしますけど、この盛土が、ここによその地権者のところに置いて、その盛土を排除してくれと言われたですね、撤去です。それは最初の地権者とはどういう打ち合わせになっていたんですか。

○建設課長（野口壮一君） この現場に限らず、ほかの改良工事においても、11ヘクタールの造成地内に受け入れを、最初から協議をしておりました。ほかのところについては、ここまで悪い土質ではなかったものですから、ほかのところについては、造成地内に受け入れをしていただいているということです。

この理由にも書いていますように、ここだけの土質が下流域でシルト系の粘性土という

ことで、どうしても含水比が高くて造成の土砂としては受け入れができないということで、持ち出すということになった次第であります。

○11番（藤川博和君） ということは、ボーリング調査のときは全然把握できなかったのですか。

○建設課長（野口壮一君） ボーリングは、ここを直接ではないんですけど、近くをボーリングしております。その中で礫混じり砂質シルトということで銘じておられます。それからあと1つ、N値が2ほどありましたので、そこまで悪くないんじゃないかということで、設計して発注をしたということになっております。

○11番（藤川博和君） それと関連して、②です。これも排水路をしたとき、土砂崩れとかいろいろ書いてありますけれども、そういう場所をボーリングはやって、コンサルに設計委託されたんでしょうね。

○建設課長（野口壮一君） 2番目の理由についてお答えします。当初設計において限られた期間内での工事完了を目指す中で、まず既存の排水路の付替工事を行って、いわゆる造成地の一角と、それから民地の農地を借用して、仮設の排水路バイパスをまず造るところで、完全にここの排水路の施工区間の水を遮断してしまって、排水路を造っていくという当初の設計でありました。よって、水を遮断したところでの施工ですので、ここでさらに掘削面も農地側のほうに1割勾配あたりで切り込むというところで設計して発注したわけなんですけど、既存の農業用水路からの若干の漏水、それから農地の排水が、こちらの排水路側のほうに流れてきていたというものもあって、含水比が高くなり、どうしても自立ができない状態、よって、②のほうに矢板土留工をせざるを得なかったという状態であります。

○11番（藤川博和君） この排水の深さは何メートルですか。

○建設課長（野口壮一君） 農道と天端との差につきましては、大体約3メートルほどの深さということになっております。

○11番（藤川博和君） 深さ3メートルといった場合、大体建設の工事指針では1.5メートル以上は矢板工法でないといけないという施工方法にはなっていないとですかね。

○建設課長（野口壮一君） よく下水道工事で、掘削深が1.5メートルを超える場合には当矢板ということで、またそれよりも深くなる場合にはいろいろな矢板工法を用いて土留をしていきます。今回の現場については、農地側のほうに安定勾配で1割程度の勾配で切り上げ

ることができますので、矢板はそこでは見てなかったということです。

下水道あたりは、いわゆる安定勾配で切り込むことが、両側に家屋とかがありますので、どうしても真直に掘って管を入れていくというものになります。今回は農地側のほうに余裕があったので安定勾配を取ったところの掘削断面で発注をしたということになります。

○11番（藤川博和君） 今切り込みのほうで言われたけど、その切り込みの土、水分を含んでいろいろするから、それは安定する土壌ではあったんですか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどの地質調査のデータから、N値も2ぐらいあったということで、安定勾配を保って掘削をしていくというところで、当初の設計はしておりました。重複しますが、農業用水からの漏水、それから農地からの排水のパイプからの漏水等があって、崩壊をしていったという状況にありました。

○11番（藤川博和君） ということは、自然現象ではないですね。ある程度人為的に、大体わかってたんじゃないのですか、そういう田んぼからの排水が出てくると。要は排水口のほうに。

○建設課長（野口壮一君） 田んぼがあって、農耕車用の道路を間に挟んでいたということで、直接田んぼに接しているという条件でありました。先のほうは農道が切れておりますけど、それ以降については、工程上稲刈りが終わった後ぐらいに乗り込むという想定で、当初設計においては安全勾配を保ったところで掘削をしていくという設計内容で発注したという次第であります。

○11番（藤川博和君） 何でこう言うかということ、前の議会のときも、舗装道路の件についても、要は町道の5センチのアスファルトでしょう。普通国道あたりは40センチです、3号線は。そうすると、あそこは用途が工場地帯でしょう。ということは、まず国道並みの道路の設計をせんともない状況じゃなかったですか。だから、今度もコンサルにもう少しきめ細かな配慮をしてもらおうと、なかなかこういう農道の追加工事などはあまり出さなくていいような設計ができてくるとじゃなかろうかと思うとです。だから今後ある程度綿密な設計をしてもろうて、一日も早く工事を完了してもらいたいと思いますけれども。

○建設課長（野口壮一君） 今後の設計等については、そこに綿密に打ち合わせ等を行ってやっていきたいと思います。

○7番（森田優二君） 1点だけ、確認させてください。今の説明の中で、約3メートル掘削するという話があったと思います。当然、あその場所で3メートル掘削ということにな

れば、その理由としては農業用水あたりが流れ込んだという話でしたけれども、下からの湧き水がかなりあったんじゃないんですか。そこだけ確認します。

○建設課長（野口壮一君） 下からの地下水というのは、多少はありましたけれども、そこまで地下水が湧水してきたという事象はあまり見受けられなかったと。逆に、外から雨が降ったときの雨がたまって、そこは業者で自主的にポンプをもって排水をしてきたという経緯であります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第55号 財産の譲渡について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第55号、「財産の譲渡について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、「財産の譲渡について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第56号 財産の取得について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第56号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（宮川一幸君） 3点ほどお伺いいたします。まず最初に、入札の経緯を教えてください。よろしくお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） 11月5日に熊本県がGIGAスクール用端末の共同調達に係る入札を行いました。県の入札の結果は資料のとおりです。一般競争入札が行われ、4社が応札し、株式会社スリーツーワンが落札しています。落札率は73.6%です。今回、一般競争入札が行われております。各社が価格を審査し、応札された結果と思われます。

○3番（宮川一幸君） 次に、現在実施されている校内の通信ネットワーク工事の進捗状況について報告をお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） 小中学校のLAN整備工事と電源キャビネット整備工事、併せて校内通信ネットワーク工事ということで行っております。工期が来年1月末であり、小学校の工事は終了しております。中学校の工事もほぼ終わっております。今後、竣工検査を実施し、その後回線を大容量のものに切り替える予定です。

○3番（宮川一幸君） 今回タブレットは購入されて、3月末に納入期限という形になりますが、ソフトウェアの準備は、予定はどうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（西本和美君） タブレットは今回のタブレット購入仕様書に、町で準備をするソフトウェアのインストールをすることも条件としております。タブレットの納品時までにはソフトウェアも準備する予定としております。

○4番（福本 悟君） 1点について伺います。資料の中の契約書の納期の確認ですけれども、納期が今回3月24日になっています。子どもたちは、もう使えるのか使えないのか、その確認をしたいのですが。

○学校教育課長（西本和美君） 今回のタブレットにつきましては、来年度からの使用を予定しております。

○10番（田上 忍君） 今度の新しいタブレットは、今まで導入されているタブレットと同じ

仕様ということでよろしいですね。

○学校教育課長（西本和美君） Windowsということでは同じものですが、会社という
か、機械自体は別のものとなります。

○10番（田上 忍君） ソフトが一緒ということは、使い勝手は一緒ということで、多分そう
思います。来年4月から実際使っていくと思うんですけども、指導体制というか、先生
のほうは、ちゃんと子どもたち全員に教えられる体制は整っているのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在、情報担当の先生方と町の情報担当と一緒に研修を行っ
ております。ただ、まだ1人1台、先生方もその状況というのが来年から始まりますので、
年度当初から完璧にということは難しいかもしれませんが、それに向けての準備をしてい
るところです。

○10番（田上 忍君） では、徐々に慣れていくということだと思います。あと、タブレット
が入ったら、子どもたちは、今度は1人1台ということになると思います。そうすると、
学校でも使って、それを自宅へ持ち帰っても使うということでもよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在のところは、破損等の心配がありますので、学校保管を
前提としております。

○10番（田上 忍君） これからICT教育ということで、実際には学校だけではなかなか覚
えないというか、本当に使いこなしていけないと思います。今後、いつでもどこでも自由
に持ち運んで、そして自由に使える環境にしていってほしいと思いますが、その辺はどう
いう考えですか。

○学校教育課長（西本和美君） おっしゃるとおり、児童生徒も機械の扱いに慣れて、まず安
心に持ち帰ることができるようになること。それから、インターネット環境が整っていら
っしゃる御家庭とそうでない御家庭がありますので、持ち帰るとなりましても、まずはパ
ソコン内に、インターネットにつながずに利用できるものというものの持ち帰りからスタ
ートするのかなと思っています。

○2番（井藤はづき君） こちらの端末は、定価が4万5,800円ほどなんですけれども、今回3
万6,000円まで安くなっています。これは、単純に数が多く発注してあるから安くなったの
か。ほかにも何か安くなった部分があるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（西本和美君） 今回の県が実施している入札は一般競争入札であり、価格で
の競争ということになっております。ですので、落札された業者が会社内で価格を精査さ

れたということだと思います。

○2番（井藤はづき君）　ということは、端末のアクセサリーだとか内容は変わらずに、価格だけ安くなっているということによろしいでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君）　資料に付けておりますマウスプロP-101という型になります。

○6番（増田安至君）　1点だけ、携帯電話は実際に持ったら駄目ということで、例えば子どもたちに指導ですずっとやってきたのかなと。例えば携帯電話に関する取り扱いとか、そういうのはあるのか。例えばタブレットを持つということとの境界線とかの考え方は、何か話し合いされたかどうか。

○学校教育課長（西本和美君）　今回のタブレットにつきましては、教育用のタブレットであり、検索事項については、学校で指示されたものについてのみの検索となります。

○6番（増田安至君）　携帯電話自体は持ったら駄目という規定とかはないわけですね、中学校に。

○学校教育課長（西本和美君）　学校に持ってくることは認められてないと思いますが、利用している生徒は存在すると思います。

○6番（増田安至君）　最終的に携帯電話とタブレット、非常に今家に持ち帰る、持ち帰らないの話もありますよね。そのときに非常に子どもの側からすると混同してしまうというか、僕らも常に持っている携帯電話ですから、携帯電話を持って、あるいは学校に持ち込んでもいいという話に今から広がっていくのかなと思うので、その辺の議論があったらまた教えていただきたいなと思って聞いたところです。

○学校教育課長（西本和美君）　個人の携帯電話と教育用タブレットは明確に使用を分けるということで考えております。

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第56号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者　起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 4 8 分 散 会